

紀中地域森林計画書

(紀中森林計画区)

自 2026年（令和8年）4月1日

計画期間

至 2036年（令和18年）3月31日

和歌山県

目 次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	----- 1
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	----- 2
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	----- 3

II 計画事項

第 1 計画の対象とする森林の区域	----- 4
-------------------	---------

第 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基 本的な事項	
(1) 森林の整備及び保全の目標	----- 5
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	----- 6
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	----- 7
2 その他必要な事項	

第 3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	----- 8
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	----- 9
(3) その他必要な事項	----- 9
2 造林に関する事項	
(1) 人工造林に関する指針	----- 10
(2) 天然更新に関する指針	----- 11
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	----- 13
(4) その他必要な事項	----- 13
3 間伐及び保育に関する事項	
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	----- 13
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	----- 13
(3) その他必要な事項	----- 13
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施 業の方法に関する指針	----- 14
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	----- 15
(3) その他必要な事項	----- 16
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	----- 16

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	-----16
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	-----16
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	-----17
(5) 林産物の搬出方法等	-----17
(6) その他必要な事項	-----17
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	-----17
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	
(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	-----18
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	-----18
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	-----18
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	-----19
(6) その他必要な事項	-----19

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項	
(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	-----20
(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	-----20
(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法	-----22
(4) その他必要な事項	-----22
2 保安施設に関する事項	
(1) 保安林の整備に関する方針	-----22
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	-----22
(3) 治山事業の実施に関する方針	-----22
(4) 特定保安林の整備に関する事項	-----22
(5) その他必要な事項	-----22
3 鳥獣害の防止に関する事項	
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	-----22
(2) その他必要な事項	-----23
4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	
(1) 森林病害虫等の被害対策の方針	-----23
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	-----23
(3) 林野火災の予防の方針	-----23
(4) その他必要な事項	-----23

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 保健機能森林の区域の基準	-----25
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	-----25

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	-----26
2 間伐面積	-----26
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	-----26
4 林道の開設及び拡張に関する計画	-----27
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	-----30
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	-----32
(3) 実施すべき治山事業の数量	-----32
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	-----32

第7 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	-----33
2 その他必要な事項	-----37

担当者の職名及び氏名並びに樹立に従事した期間

1. 担当者氏名及び職名

農林水産部 森林林業局 林業振興課

課長	谷口 隆俊
副課長	福田 敏和
主幹	長井 英貴
計画推進班長	福永 廉生
主任	黒木 健一
主査	川畠 洋介
主査	下山 徹
副主査	玉置 祐芸
技師	西村 勇人
主事	横山 絵美子

有田振興局 農林水産振興部 林務課

課長	十河 真紀
主任	小谷 真司
主任	濱口 隆章
主査	田上 祐美子
主査	足立 絵里子
主事	山本 敏子

日高振興局 農林水産振興部 林務課

課長	青木 一高
主任	仙田 大三
主任	中谷 浩典
副主任	千品 勝彦
技師	一岡 直道
技師	田上 耕司
技師	比嘉 麻美

2. 樹立に従事した期間

自 2025年（令和7年）4月 1日

至 2025年（令和7年）10月31日

紀中森林計画区の位置図

国土地理院承認 平14総複 第149号



和歌山県

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 自然的背景

紀中森林計画区は、本県の中央部に位置し、有田市、御坊市、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町の2市9町により構成される区域で、その面積は1, 174 km²、県土面積の25%を占める。北部は生石ヶ峰（標高870m）を主峰とする長峰山脈で紀北森林計画区に、東部は白口峰（標高1, 110m）から龍神岳（標高1, 382m）付近の紀伊山地背梁で奈良県に接し、城ヶ森山（1, 269m）、高甲良山（標高1, 131m）を経て三里ヶ峰に結ぶ線で紀南森林計画区と接し、西部は紀伊水道、太平洋に面している。

地形は、有田川及び日高川下流に平野が発達し、御坊市平野周辺の海岸沿いでは、起伏の小さい丘陵地形を呈し、奥地山間部では起伏の大きい急峻な山岳地形を呈している。河川は、高野山を水源とする有田川と護摩壇山を水源とする日高川の2大河川が、蛇行しながら紀伊水道や太平洋に注いでいる。また、広川、山田川、南部川、切目川等の中小河川も紀伊水道や太平洋に注ぎ、それぞれ下流に平野を形成している。

地質は、太平洋側地層（外帶）に属し、有田川流域では古生代から新生代の地層が分布し、極めて複雑であるが、日高川流域ではほとんどが中生代の地層に属している。

有田川北岸の御荷鉢線（有田川河口から旧金屋町糸野、大月峠、尖峰ノ山付近を通る）の北側は、三波川変成帯（中生代）に属し、南部は秩父帯（中生代）が帶状に分布する。三波川変成帯の基岩は緑色片岩、黒色片岩が主体である。秩父帯の基岩は主に砂岩と泥岩の互層であるが、由良町から、黒石山にかけて日高川帯に沿って分布する三宝山層群では砂岩、泥岩のほか、チャート、石灰岩から構成されている。

有田川河口から流域に沿って雨山までの秩父層を割り込むように分布する中生代の地層は極めて複雑で、鳥ノ巣層群、外和泉層群、湯浅有田西広層群、寺杣層等に分類されるが、基岩は主に砂岩、泥岩で、一部石灰岩を含んでいる。秩父帯の南部に日高川帯（中生代）が御坊・萩構造線（御坊、虎ヶ峰付近を通る）まで広く分布し、その基岩は砂岩と泥岩の互層及び泥岩からなる。御坊・萩構造線の南側は牟婁帯（古第三紀層）に属し、基岩は主に砂岩と泥岩の互層からなる。新第三紀層はみなべ町の一部に分布し、その基岩は礫岩である。平野部には沖積層が分布する。

森林土壤は、ほとんどが褐色森林土によって占められ、海岸沿いの丘陵地帯上部及び煙樹ヶ浜に未熟土、生石ヶ峰、若敷山三里峰の尾根筋及び紀伊山地背梁の山頂付近の一部に黒ボク土、有田川町から湯浅町にかけての丘陵地帯及び御坊市、日高川町界付近の丘陵地帯の一部並びに海岸沿いの一部に赤黄色土がそれぞれ小面積で分布している。

気候は、紀伊水道を北上する黒潮分支流の影響を受け比較的温暖で、冬季は乾燥し、夏期は降水量の多い南海型の気候である。観測地点における直近10年間の平均数値は、年平均気温は清水の14. 4℃から川辺の16. 6℃と温暖で、年降水量は清水で2, 357mm、川辺で2, 093mmである。積雪は奥地山岳地を除いてほとんどない。

(2) 社会・経済的背景

令和6年における本計画区内の土地利用の現況は、森林が84, 894ha(72%)、農地は11, 283ha(10%)、その他21, 236ha(18%)である。

人口は、令和2年国勢調査によると総数141, 841人で、県全体の15.4%を占めている。人口動態は、平成27年と令和2年の国勢調査を比較すると、全体で5.8%の減少となっており、ほとんどの市町で減少傾向である。

産業別就業人口は、第1次産業は14, 629人(19.8%)、第2次産業は16, 877人(22.8%)、第3次産業は42, 444人(57.4%)であり、商工業の中心は、有田市、湯浅町、御坊市、美浜町及び由良町で石油精製、製材、造船等の製造業や各種商業活動が行われている。

また、温暖な気候に恵まれ農業生産が盛んで、有田市、有田川町を中心に柑橘類、印南町を中心に豆類、みなべ町を中心に梅の産地が形成され、農業生産額は令和4年度の推計で県全体の41%を占めている。

(3) 森林計画区の概要

本計画区の森林面積は84, 894haで総土地面積の72%を占め、その内訳は民有林が82, 224ha、国有林は2, 670haで民有林が森林面積の97%とほとんどを占めている。

地域森林計画対象民有林は82, 188haで、うち人工林が46, 522ha(57%)、天然林は34, 757ha(42%)となっており、県人工林率60%をわずかに下回っている。森林の蓄積は人工林が22, 476千m³(48.3m³/ha)、天然林は5, 187千m³(14.9m³/ha)である。樹種別面積割合は人工林ではスギが45%、ヒノキは53%であり、天然林では広葉樹が97%と大半を占めている。人工林の齢級別の森林面積をみると、利用可能な8齢級以上の森林が97%を占めている。

経営形態別に見ると、地域森林計画対象民有林のうち、公有林が1, 807ha(2%)、団体有林は1, 523ha(2%)、私有林78, 857ha(96%)で、私有林の経営規模別では、5ha未満の森林所有者は80%を占め、1森林所有者当たりの平均面積は3haである。

森林の施業実績は、過去5年間で主伐により130千m³の立木が伐採されている。また、間伐は実積調べで3, 831haが実施されている。

本計画区内の森林は、木材生産のほか水源の涵養、山地災害防止等の公益的機能を有しており、県民生活の安定と向上に重要な役割を果たしてきたが、今後、機能の一層の発揮が期待され、また保健・教育・文化的な場としての機能の発揮が益々要請されてくることが予想される。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

本計画区には、スギ・ヒノキを中心とした豊富な森林資源があるにも関わらず、急峻な地形や木材価格の低迷が影響し、伐採立木材積は計画総数の716千m³に対し65%にあたる466千m³と計画を下回った。

人工造林及び天然更新に係る実行状況については、主伐が控えられたことなどから計画総数の1, 620haに対し実行数は255ha、実行率は16%に留まった。

林道の開設に係る実行状況については、予算の縮減等の影響により開設計画34kmに対し18%にあたる6kmの実施となり計画を下回った。

保安林の指定については、計画指定面積1, 695haを上回る1, 992haの指定を達成し、実行率は118%となった。

治山事業の実施状況については、計画総数 60 地区の 107% にあたる 64 地区で実行した。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養^{かんよう}、木材等の生産等多面的機能の発揮を通じて、県民が安全で安心して暮らせる社会の実現や木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びつく役割を果たしている。

このような中、本県の森林資源は、戦後に造林された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、今後多くの人工林が利用期を迎える。これらの森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林の現況、自然条件、社会的条件、県民のニーズ等を踏まえつつ、施業の方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、「望ましい森林の姿（5 頁に詳細を記載）」を目指すこととする。

その際、全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、その土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林が、一定の広がりをもちながらバランス良く配置されるよう配慮することとする。

本計画においては、このような考え方を即し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにするものである。

また、この計画の作成に当たっては、全国森林計画に即するとともに、民有林・国有林間で連携を図り、流域の特性に応じた森林・林業等に関する施策が効率的に実施されるよう配慮することとする。

さらに、平成 31 年 4 月から施行された森林經營管理法に基づく市町村による新たな森林經營管理制度を推し進め、林業經營に適した森林では林業事業体への再委託を行い、林業經營に適さないところは新たな財源を活用して、市町村自らが森林整備等を行うシステムを確立させる。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

地域森林計画の対象とする森林の区域は次のとおりである。

(単位 面積: h a)

区分	面 積	備 考
総 数	82, 188	
市 町 村 別 内 訳	有田市	657
	御坊市	1, 562
	湯浅町	720
	広川町	4, 821
	有田川町	26, 336
	美浜町	591
	日高町	2, 965
	由良町	1, 942
	印南町	7, 528
	みなべ町	7, 615
	日高川町	27, 450

- (注) 1. 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。
2. 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項に基づく林地の開発行為の許可制、同第10条の7の2第1項に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出制及び同第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となる。
3. 森林計画図は和歌山県庁、有田振興局、日高振興局に備え付け閲覧に供する。
4. 小数点以下を四捨五入しているため、総計と内訳は一致しないことがある。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化を考慮しつつ、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、スギ等人工林の主伐量の増加、花粉の少ない苗木等による再造林面積の増加による資源の積極的な循環的利用を図り、花粉発生源対策を加速化する。

また、これらを踏まえ森林の状況を的確に把握するためのリモートセンシング及び森林G I Sの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、木材生産機能の高い地域においては、森林資源の充実と循環利用を図ることとする。また、本計画区は地形が急峻で降雨量も比較的多く、豪雨による災害が過去に幾度か発生していることから、山地災害防止機能を重視した森林の整備及び保全を推進するとともに、有田川、日高川等の上流の森林は、生活、農業、工業用水の水源であるため、水源の涵養機能に配慮した森林の整備及び保全を推進することとする。

有田市、御坊市、湯浅町、美浜町などの海岸沿いの地域には人口集中地区が多く存在し、その周辺の森林では生活環境保全機能を発揮させる森林の整備及び保全を推進することとし、加えて、吉野熊野国立公園、高野龍神国定公園、生石高原県立自然公園、西有田県立自然公園、白崎海岸県立自然公園、煙樹海岸県立自然公園及び城ヶ森鉾尖県立自然公園の周辺森林においては、自然環境の保全とともに保健休養機能の維持増進に努め、多様な森林の整備及び保全を推進することとする。

以上を勘案して、森林の有する木材等生産、水源涵養^{かん}、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・文化及び生物多様性保全の各機能ごとに、その機能発揮の観点から望ましい森林の姿は次のとおりである。

木材等生産機能……林木の育成に適した森林土壤を有し、適正な密度を保ち、形質の良好な樹木からなる森林であって、林道等の生産基盤が適切に整備され、効率的な森林施業が可能な森林

水源涵養機能^{かん}……下層植生とともに根系の発達が良好であり、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力が高い土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進するような施設等が整備されている森林

山地災害防止機能……根系が深くかつ広く発達している森林で、落葉層を保持し適度の陽光が入ることによって、下層植生の発達が良好な森林であって、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する施設等が整備されている森林

快適環境形成機能……大気の浄化、風や騒音等の遮蔽能力が高くかつ諸害に対する抵抗力があり葉量の多い樹種によって構成されるなど快適な生活環境を保全する森林

保健・レクリエーション機能、文化機能・生物多様性保全機能	海岸・渓谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林、自然とのふれあいの場として住民等に憩いや学びを提供している森林であって、必要に応じて保健・レクリエーション・教育的活動に適した施設が整備されている森林
	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて風致のための施設が整備されている森林
	原生的な森林生態系を保持し、学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林・林業の振興、山村の発展及び県民の福祉の向上のため、森林の有する多面的機能が総合的かつ高度に発揮されるよう、育成单層林、育成複層林、天然生林の適切な整備や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を図ることとする。

具体的には育成单層林における保育・間伐の推進、利用期にある林分の木材資源の循環利用、広葉樹林化、針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の適確な保全・管理等に加え、保安林制度の適切な運用、花粉発生源対策推進事業等の積極的な活用や、花粉の少ない苗木の生産に必要な母樹園等の整備によるスギ等の花粉発生の抑制対策の加速化等、立地条件に応じた森林の整備及び保全を図ることとする。

また、効率的な森林施業、適正な管理経営に欠くことのできない林内路網の整備に当たっては、林地及び自然環境の保全に配慮しつつ積極的に整備することとする。

さらに、森林の有する各機能の充実と機能間の調整を図り、多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林の構成、森林の有する機能、林道の整備状況、社会的要請等を総合的に勘案し、市町村森林整備計画において、それぞれの森林の有する機能に応じて、(1)で掲げる機能の維持増進を図るべき森林に区分することとする。これらの区分ごとに望ましい森林の姿に誘導していくための森林の整備及び保全の基本的な考え方は次のとおりである。

① 木材等生産機能

森林施業の推進に当たっては、効率的かつ安定的な森林資源の供給を基本とし、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備により、木材等生産機能を維持増進させる必要のある森林について、木材需要の動向、地域の森林構成等を考慮のうえ、良質な木材を計画的かつ持続的に生産できる森林に誘導するための森林整備及び保全を推進することとする。

② 水源涵養機能

森林施業の推進に当たっては、高齢級の森林への誘導を推進することを基本とし、皆伐に伴って発生する裸地化の縮小及び分散化や、天然力の活用により水源涵養機能の維持増進を図る必要のある森林について、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の良好な発達が確保され、林木の成長が旺盛な森林などに誘導するための森林整備及び保全を推進することとする。

③ 山地災害防止機能／土壌保全機能

森林施業の推進に当たっては、高齢級の森林への誘導を基本とし、長伐期施業や複層林施業を推進するとともに、皆伐に伴って発生する裸地化の縮小及び分散

化や、天然力の活用により山地災害防止や土壌保全の機能を維持増進させる必要のある森林について、根系、下層植生の良好な発達が確保され、林木の成長が旺盛な森林などに誘導するための森林整備及び保全を推進することとする。

④ 快適環境形成機能

森林施業の推進に当たっては、地域の快適な生活環境の保全・創出を基本とし、長伐期施業や複層林施業の推進により、快適環境形成の機能を維持増進させる必要のある森林について、多様な樹種・林層からなる森林、葉量の多い樹種で構成され、諸被害に対する有効性・抵抗性の高い活力ある森林に誘導するための森林整備及び保全を自然的条件及び社会的条件に応じて推進することとする。

⑤ 保健・レクリエーション機能・文化機能・生物多様性保全機能

森林施業の推進に当たっては、憩いと学びの場の提供や美的景観の維持・形成、多様な生物の生育・生息の場の保全を基本とし、長伐期施業や複層林施業の推進により、保健・レクリエーション機能、文化機能・生物多様性保全機能を維持増進させる必要のある森林について、多様な樹種・林層からなる森林、クヌギ・コナラ類や備長炭の原木となるウバメガシ等の郷土樹種を主体とする森林、原生的な自然環境を保持し、貴重な動植物の生育・生息している森林などに誘導するための森林整備及び保全を自然的条件及び社会的条件に応じて推進することとする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

森林の有する諸機能の発揮に対する要請、森林の構成等を考慮のうえ、多様な森林の整備及び保全を計画的に推進する。

計画期間において到達し、かつ保持すべき森林資源の状態等を施業区分別に以下のとおり定める。

① 育成单層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、单一の樹冠層を構成する森林とし人為により成立させ維持させる森林。

② 育成複層林

森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。

③ 天然生林

主として天然力を活用することにより成立させ維持させる森林。

(単位 面積：ha)

区 分		現 況	計 画 期 末
面 積	育成单層林	46,490	44,620
	育成複層林	3,488	4,635
	天然生林	31,301	32,025
森林蓄積(m ³ /ha)		340	359

注 竹林、無立木地は含まない

2 その他必要な事項

なし

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

主伐は、更新を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

主伐に当たっては、森林に対する社会的要請、施業制限の状況及び木材の生産動向等を勘案して、森林の有する公益的機能の発揮や森林生産力の維持増進に配慮しつつ、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

加えて、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成单層林として維持する森林等においては、主伐後の確実な植栽及び保育等を推進することとする。

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、立木の伐採（主伐）を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められるものとする。

主伐時期については、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、生産目標に応じた林齢で伐採するものとする。

なお、人工林の主伐は、樹種ごとの生産目標に対応する直径（期待径級）に達した時期に行うものとし、次表を目安として定める。

樹種	標準的な施業体系			主伐時期の目安
	生産目標	仕立方法	期待径級	
スギ	柱材	中庸仕立	22cm	40年生
		密仕立	22cm	40年生
	大径材	中庸仕立	32cm	80年生
		密仕立	30cm	80年生
ヒノキ	柱材	中庸仕立	20cm	45年生
		密仕立	21cm	50年生
	大径材	中庸仕立	29cm	80年生
		密仕立	27cm	80年生
マツ	一般材	中庸仕立	21cm	45年生

注1 主伐時期の目安とする林齢は、大径材にあっては地位級が2、その他の地位級
あっては3の地位級を基準とする。

2 期待径級：胸高に相当する直径

伐採により発生する枝条等の処理については、降雨による流出及び後継樹等への生育障害等を防止するため、適切に処理を行うものとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新を天然更新とする場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮する。

なお、条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮したものとする。

このほか、和歌山県が定める「伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン」により適切な伐採を行うこととする。

① 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐にあたっては、自然的条件及び公益的機能の確保の観点から、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散化に配慮するものとする。

林地の保全、落石・寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合、また、伐採跡地の連續性を回避する必要がある場合は、幅20m以上の森林を保護樹帯として残置するものとする。

特に、転石等の堆積地で伐採により崩壊の危険性が高まる森林においては、塊状の保護樹帯を設置することとする。

また、尾根筋や谷筋に生育している立木については、生物多様性の保全をはじめとする多面的機能の維持増進を図るため保残を図ることとする。

② 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状または樹群を単位として、伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものとし、材積に係る伐採率を30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）とするものとする。

択伐にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造に誘導されるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な繰り返し期間及び伐採率により効率的な施業の実施を行うこととする。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものである。具体的には、市町村の区域に生育する主要樹種ごとに、次表に示す林齢を基礎として平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めるものとすること。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められるものであるが、標準伐期齢に達した森林の伐採を義務付けるものではない。

（単位 林齢：年生）

地域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他針葉樹	その他広葉樹
計画地域全域	35	40	35	15	50	20

（注）特殊材生産並びにエリートツリー及び早生樹に係るものには適用しない。

(3) その他必要な事項

なし

2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るために、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壤等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとする。また、更新に当たっては、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗

木をいう。以下同じ。) の植栽、広葉樹の導入、針広混交林への誘導に努める。

(1) 人工造林に関する指針

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の指針を基本として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等を勘案して造林に関する事項を定めるものとする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種は、適地適木を旨として、木材の利用状況及び地域における造林種苗の需給動向等を勘案して定めるものとすること。

この場合、人工造林の対象樹種を定めるに当たっては、地域の自然的条件とそれぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとし、その際、多様な森林の整備を図る観点から、このような考え方においてはまる範囲内で、広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種の選定が行われるよう留意すること。また、特定苗木などの成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木の確保を図るため、その増加に努めるものとする。

なお、造林樹種は、造林を行う際の樹種選択の規範として市町村森林整備計画において定められるものとする。

標準的な樹種
針葉樹（スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、コウヤマキ）
広葉樹（クヌギ、コナラ、ケヤキ、ウバメガシ）

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

① 人工造林の植栽本数

主要樹種の植栽本数については、次表の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び施業体系を勘案して、それぞれの地域の実情に照らしてふさわしい多様な施業体系や生産目標を想定した、仕立ての方法別に定めるものとすること。

また、複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林や混交林化に係る施業体系がある場合は、それを踏まえつつ、次表の植栽本数のうち「疎仕立て」に相当する本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽することとする。

なお、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を判断することとともに、あらかじめそのような植栽本数を適用すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用すべき旨を明らかにした上で植栽本数を定めるものとする。

樹種	仕立て方法	植栽本数(本/ha)	備考
スギ	疎仕立	2,000(1,500)~3,000	
	中庸仕立	4,000	
	密仕立	6,000	
ヒノキ	疎仕立	2,000(1,500)~3,000	
	中庸仕立	4,000	
	密仕立	6,000	
クヌギ コナラ等	—	3,000~4,500	

注 ()書きの植栽本数については、単木的な処理等による効果的な獣害防止対策が実施され、成林することが見込まれる場合に適用できる。

② 人工造林の標準的な方法

・地拵えの方法

伐採木及び枝条等が植栽の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する観点から、等高線に沿った筋置とするなどの点に留意すること。

・植栽時期及び植付け方法

気候その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案して植付け方法を定め、適期に植え付けるとともに、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めるものとする。

なお、人工造林の標準的な方法（樹種別及び仕立ての方法別の標準的な植栽本数を含む。）は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定められるものとする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

① 皆伐

森林資源の積極的な造成を図るとともに、林地の荒廃を防止するため、第3の2の(3)で定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林の伐採跡地において、人工造林により更新する場合は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。

② 択伐

択伐による伐採に係るものについては、林冠の再閉鎖を見込むことができないものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を図ることとする。ただし、ぼう芽更新が期待できる場合は、この限りでない。

なお、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定められるものとする。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、気候、地形、土壤条件等の自然的条件、種子を供給する母樹の存在や天然稚樹の育成状況、周囲の森林の状況等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行われるものとする。

また、期間内に更新が見込まれない森林については、天然更新補助作業等を行い、確実な更新を図るものとする。

なお、天然更新補助作業等を実施しても更新が期待できない森林については、植栽により更新を確保するものとする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新対象樹種は、和歌山県内に自生する樹木であり、将来その林分において高木・小高木となりえる樹種とすること。

また、主な樹種は次のとおりとし、天然更新を行う際の樹種選択の規範として市町村森林整備計画において定められるものとする。

対 象 樹 種	
マツ類、カシ類、ナラ類、シデ類、カエデ類、ニレ類、ブナ類、シイ類、サクラ類等の高木性又は小高木性の樹種	
うち萌芽更新	上記のうちマツ類を除く高木性又は小高木性の樹種

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

① 天然更新すべき立木の本数

期待成立本数は1ヘクタール当たり10,000本とし、天然更新すべき立木の本数は、稚樹高50cm以上の更新樹種が、期待成立本数に対して10分の3を乗じた本数以上が成立している状態とすること。

② 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種更新については、気候その他の立地条件を勘案して、適期にかき起こしを行うことを定めるものとすること。

ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所では、末木枝条類の除去あるいはかき起こしを行うこと。

また、発生した稚樹の生育促進するための刈り出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植え込みを行うことを定めるものとすること。

萌芽更新については、萌芽の優劣が明らかになる頃に、萌芽整理を行うことを定めるものとすること。

なお、天然更新の標準的な方法は、天然更新を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められるものとする。

③ 天然更新の完了確認方法

天然更新の完了確認については、森林法第10条の8及び第15条に基づく届出を受理した者は、その届出の天然更新の方法に基づき適確な更新が図られているかを現地で確認するものとする。

また、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合にあっては、天然更新補助作業又は人工造林を行い、確実な更新を図るものとする。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「和歌山県天然更新完了基準書」（平成25年9月25日付け林第455号林業振興課長通知）によるものとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

林地の荒廃を早期に防止するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までに適確な更新を確保するものとする。

なお、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定められるものとする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の状況、天然更新に必要な前生稚樹の状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況等を勘案して、主に天然力によって更新が期待できない森林を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」とし、その基準は市町村森林整備計画において定められるものとする。

(4) その他必要な事項

なし

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、次表に示す内容を基礎とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとすること。

また、森林の状況に応じて、高性能林業機械の活用や列状間伐の実施等、効率的な施業の実施を図ることとすること。

伐採により発生する枝条等の処理については、降雨による流出の防止等の観点から、等高線に沿って整理する等の処理を適切に行うこととすること。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、間伐を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められるものとする。

樹種	生産目標	間伐時期(年)					間伐率及び間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目	以降	
スギ	柱材生産	12	18	26	—	5~10年間隔を目標に間伐	原則として人工林の林分収穫予想表を利用
	大径材生産	11	16	24	40		
ヒノキ	柱材生産	19	24	33	—		
	大径材生産	16	20	28	38		

注1 平均的な地位における間伐の標準的な方法を示している。

2 h a当たり4,000本植栽を標準としている。

3 間伐は、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後にその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、次表に示す内容を基礎とし、既往における保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとすること。

なお、保育の標準的な方法は、森林の保育作業を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められるものとする。

保育の種類	樹種	実施年齢・回数														
		1年	2	3	4	5	6	7	8	10	12	14	16	18	20	・
下刈り	スギ	1回	1	1	1	1		1								
	ヒノキ	1回	1	1	1	1	1		1							
除伐	スギ									1~2						
	ヒノキ										1~2					
枝打ち																2

(注) 下刈りにあっては植栽木の生育状況や下草の繁茂状況などを勘案し、上表によらず効率的な施業をおこなうこと

市町村内の間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるものについては、実施すべき間伐又は保育の方法及び時期について具体的に定め、積極的に推進を図るものとする。

(3) その他必要な事項

なし

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林の有する機能別の森林の所在、森林資源の構成、森林に対する社会的要請等を勘案して公益的機能別施業森林の整備に関する事項を定めるものとする。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

公益的機能別施業森林は、第2の1(2)に記載した「水源涵養機能」、「山地災害防止／土壤保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健・レクリエーション機能、文化機能・生物多様性保全機能」を有する森林とし、水源の涵養の機能、土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を設定することとする。

なお、区域内において上記機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように設定することとする。

イ 施業の方法に関する指針

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

当該区域の維持増進を図るための森林施業の方法については、高齢級の森林への誘導を推進し、伐期の間隔の拡大及び皆伐に伴って発生する裸地化の縮小・分散化を基本とする森林施業や、天然生林等の的確な保全・管理を推進することとする。

具体的には、更新時に林床が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散を図ることとする。

② 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

当該機能の発揮が特に求められる区域については、常に一定以上の蓄積を維持する択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の区域については、択伐以外の方法による複層林施業を行うこととする。また、林地の安定化を目的とした未立木地等への植栽を推進するほか、複層状態の森林への誘導の際には、自然条件、社会的条件や県民のニーズ等に応じ、広葉樹導入による針広混交林化を考慮する。

なお、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において、当該機能の確保が可能な場合にあっては、伐採年齢を標準伐期齢のおおむね2倍程度以上に相当する林齢を超える林齢を伐期とする長伐期施業とすること。この場合、更新時に林床が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散、伐採年齢の長期化を図ることとする。

また、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、地域独自の景観等の維持機能の発揮が特に求められる区域については、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を推進することとする。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

第2の1(2)に記載した「木材等生産機能」を有する森林を、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき区域」とし、気候、地形、土壤等の自然的条件、森林の資源状況、林道等の路網整備状況等、地域の実情や森林の一体性等も踏まえ区域を設定するものとする。このとき、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで林道等からの距離が近いなど、特に効率的な施業が可能な条件にある森林においては、「特に効率的な施業が可能な森林」として必要に応じて設定することとする。

なお、区域内において(1)の公益的機能別施業森林の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように配慮することとする。

イ 施業の方法に関する指針

伐採、造林、間伐及び保育等の施業方法については、第3で定める森林の立木竹の伐採に関する事項、造林に関する事項及び間伐及び保育に関する基本的事項によることとし、森林資源の保続及び効率的な森林整備を推進する観点から、森林施業の集約化と、主伐後の伐採跡地にはスギ・ヒノキ等を主体とした木材生産に適した樹種を再造林するよう努めるとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うものとすること。

なお、大径材の生産を目標とする場合にあっては、長伐期施業によることとし、原則として、主伐の時期は標準伐期齢の2倍の林齢以上の時期とすることとする。

また、林木の生長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止し、下層植生を適正に維持するため、一定の蓄積を維持できるような生長量相当分を適切に間伐するものとすること。

(3) その他必要な事項

なし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等については、森林の適正な整備及び保全、効率的かつ安定的な森林経営の確立、山村の生活環境の整備など様々な目的で利用され、重要な役割を果たしている。

林道等路網の整備に当たっては、環境負荷の低減に配慮し、傾斜等の自然条件や事業量のまとめり等地域の特性に応じて、将来にわたり育成单層林として維持する森林を主体に、大量輸送などへの対応の視点も踏まえて効果的かつ効率的な路網整備を推進することとする。

○基幹道路の現状（R 7. 4. 1現在）

区分	路線数	延長(km)
基幹路網	128	384
うち林業専用道	—	—

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

路網と高性能林業機械や架線系集材機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの確立を図るため、次表に示す内容を基礎とし、地形、地質、傾斜等の自然条件、森林資源のまとめり等地域の特性等を勘案して、作業システム、路網密度その他必要な事項を定めるものとすること。

なお、路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方は、効率的な森林施業を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められるものとする。

区分	作業システム	路網密度(m/h a)	
		基幹路網	基幹路網
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系 作業システム	110m以上	40m以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系 作業システム	85m以上	35m以上
	架線系 作業システム	25m以上	20m以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム	60m以上	25m以上
	架線系 作業システム	20m以上	15m以上
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	10m以上	10m以上

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域については、木材の搬出を伴う間伐等の実施や多様な森林への誘導等、森林施業の効果的かつ効率的な実施や将来持続的に森林経営が行われる区域とすることとする。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

路網の規格・構造については、林道規程、和歌山県林業専用道作設指針、和歌山県森林作業道作設指針等に基づき開設するとともに、生産目標や施業体系に基づく地域の作業システムを勘案して定めるものとすること。

特に路面水等の流末処理については災害を誘引する恐れが高いため、分散させるとともに適切な処理を行い、山地災害の未然防止に努めるものとすること。

また、地形、地質、傾斜等の自然条件等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮した規格・構造とすることとする。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出方法については、和歌山県が定める「伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン」により適切な林産物の集材・搬出等を行うこととする。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
該当なし

(6) その他必要な事項

事業実施に当たっては、地形、地質、資源状況等の条件により、効率的な線形及び配置になるように考慮するとともに、林道の開設及び拡張後の維持管理について適切に実施することとする。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化、その他森林施業の合理化に関する事項の実施に当たっては、県、森林管理署、市町村、森林組合、林業経営者、素材生産事業体、木材加工・流通事業体等を構成員とする流域林業活性化協議会を通じて、生産・流通・加工に係る関係者の合意形成及び国有林・民有林の緊密な連携を図りつつ、以下のとおり計画的かつ総合的に推進する。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

本計画区の森林の所有形態は、5ha未満の森林所有者が約8割を占めるなど、その保有形態は極めて小規模・零細であり、計画的な森林施業の実行確保が困難である。このため森林経営の計画化・合理化を促進し、適正な森林施業の実行確保を図るため、特に小規模林家や不在村森林所有者に、意欲と能力のある森林組合や林業事業体が中心となり森林経営の受委託等の働きかけを行い、森林の経営規模の拡大と施業の集約化を推進し、森林経営の改善を図るとともに、市町村、森林組合、林業普及指導員等を通じて、森林所有者等の協同による施業の確実な実施に努める。

森林の経営の受託等を担う森林組合については、広域連携の促進や林業事業体等との連携による態勢強化に努めるものとする。

なお、施業の集約化に必要となる県で有する森林簿及び航空レーザ測量等により整備した情報については、県が定める和歌山県森林計画情報等管理要領に基づく提供や、和歌山県森林クラウドシステム等によるオープンデータ化を行うとともに、市町村の林地台帳の活用等により精度の向上に努める。

また、森林所有者、NPO及びその他団体等が共同して行う森林施業を推進するため、施業実施協定の締結を促進するものとする。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的・経済的・社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うこと）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

都市部への林業の魅力発信や、わかやま林業労働力確保支援センターの無料職業紹介機能を活用した求人・求職マッチングの促進により、新規就業者の確保を図る。

また、県農林大学校林業研修部において、新規就業者を対象に、優れた経営感覚と実践的な技術や知識を有する人材を育成するとともに、既就業者を対象に、高度な技能・知識を有し、林業の中核を担う人材を育成する。

事業体の経営基盤や経営力の強化を図るため、ＩＣＴを活用した生産管理や生産性の向上など、事業の合理化を進めるとともに、雇用管理の改善や経営の合理化、社会保険への加入促進などを通じ、安定した雇用が実現できる林業事業体の育成に努める。

さらに農山村地域における定住環境の整備や、特用林産物など多様な森林資源を活かした幅広い林業所得の向上等により、ＵＩＪターン者をはじめとする林業就業に意欲を有する者が新規参入しやすい体制を確立するものとともに、女性の活躍・定着、高齢者等の適正な受け入れに努めるものとする。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

① 高性能林業機械の導入

傾斜等の地形条件、路網等の整備状況、施業体系等の地域の特性に応じて、森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、路網と高性能林業機械を組み合せた低コスト・高効率な作業システムの実現を目指す。

また機械化の推進による労働環境の改善と青年の林業労務への参入を促進し、林業および山村地域の活性化を図るものとする。

林業機械の導入に当たっては、路網の整備状況が生産性に大きな影響を及ぼすことから林道・林業専用道・森林作業道を適切に組み合わせ、効率的な森林施業のための路網整備を推進するとともに、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者の養成に努め、機械の稼働率の向上とコストの低減を図るとともに、森林経営の受委託による規模拡大や、共同化・協業化を促進し、1年を通して安定した事業量を確保するものとする。

② 機械作業システムの目標

地形、経営形態等地域の特性に応じた指向すべき機械作業システムの目標は次のとおりとする。

区分	機械作業システム	主要機械
緩斜地・作業規模小	高性能多機能系	ハーベスター
傾斜地・作業規模大	高性能大型架線系	チェンソー→タワーヤード→

		プロセッサ 又は チェンソー→集材機→プロセッサ
傾斜地・作業規模小	簡易小型架線系	チェンソー→スイングヤーダー→ プロセッサタイプ

※集材機については、安全性の向上かつ省力化を図るため、油圧式集材機及び架線式グラップルの導入を推進する。

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

① 木材流通体制の整備

流域を単位として計画的な木材生産を推進し、低コスト林業・集約化施設の推進等により出材ロットの拡大を図る。また、木材の安定供給と増産を促進するため、ニーズに基づく現地選別、川上・川下の需給マッチング、需給データベースの構築を図るとともに、素材生産業者の組織化や民有林・国有林が一体となった安定供給システムの確立を目指す。

さらに、木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年度法律第48号）に基づき木材関連事業者による合法性の確認の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとする。

② 木材加工の合理化

地域の実情に応じ、森林所有者、林業事業体を中心とした川上組織と製材所、木材協同組合、木質バイオマスエネルギー関連業者等の川下組織が連携した木材の安定的取引関係の構図を図る。

また、需要者のニーズに対応した品質や機能を有する製品を安定的に供給するため、得意分野をもつ中小製材企業のグループ化による加工分業体制の構築、含水率や強度等の性能表示、JAS認定工場の取得促進等、体制整備を図るものとする。

③ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林及び国有林を通じ川上から川下まで一体となって合理的な木材の生産・流通システムの確立を図るため、流域林業活性化協議会を活用するなど、地域材の産地化形成の推進等について地域の関係者の合意形成に努めるものとする。

また、森林組合等事業体で組織する木材安定供給協議会が、製材所等の原木供給要請に対応するとともに、原木の出荷量の調整などを図るために一元的に情報の収集・発信を行うこととする。

(6) その他必要な事項

なし

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

本計画区の地形は、全般的に谷密度が大きく、雨水が集中流下する箇所が多い。

年間降水量は奥地の清水などで2,000mmを超えており、特に奥地山間部は起伏量が大きくかつ急傾斜地が多いため、降水による山腹崩壊や土砂流出等の危険性が高い。

このような地形、気象等の自然的諸条件下にあっては、土地の形質の変更には細心の注意が必要であり、土石の切取り、盛土等の施行に当たっては法面の安定を十分に図り、必要に応じ法面保護工、土留工等の施設を設置するものとする。

また、雨水等の適切な処理のための排水施設は、放水断面を十分にとり水質悪化のおそれがある場合には、沈砂池又は遊水池を設けるとともに、下流の諸施設に影響を与えないよう安全で堅固なものとする必要がある。

なお、土地の形質の変更にあたっては、変更の態様、自然的、社会的諸条件、実施すべき施業の内容等を勘案して実施地区の選定を十分検討し、森林の持つ公益的機能を損なわないよう適正な諸措置を講ずるものとし、特に太陽光発電設備の設置にあたっては、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や背景に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引き下げや許認可基準の適切な運用はもとより、地域住民の理解にも配慮することとする。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、指定された規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守するよう指導を徹底する。

(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

(単位 面積：ha)

森林の所在		面積	留意すべき事項	備 考
市町村	区域			
市 町 村 別 内 訳	有田市	140	森林の施業及び土地の形質の変更に当たって水資源の涵養、土砂の流出、崩壊防止に留意すること	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 その他の保安林
	御坊市	369		
	湯浅町	7		
	広川町	964		
	有田川町	11,281		
	美浜町	102		
	日高町	80		
	由良町	66		
	印南町	1,426		
	みなべ町	1,080		
	日高川町	17,460		
	計	32,974		

(別表)

市町村	区域（林班）
有田市	3～6, 8, 12, 15
御坊市	2～10, 12, 13, 15, 16, 19～24, 31～38
湯浅町	1～3, 8, 9, 16, 17, 19
広川町	1～12, 15～27, 29～40, 42, 45～54, 56～58, 60, 62～64, 67, 69, 74～76
有田川町	(旧吉備町) 1～3, 7～19 (旧金屋町) 3, 9, 10, 21, 22, 24, 26, 36, 37, 39～41, 43, 46, 48, 49, 53, 58, 63, 64, 69～72, 74～114, 116～121, 124～127 (旧清水町) 1～9, 11, 14～20, 22～25, 30～52, 54～151, 153～158, 160, 161, 164～185, 187～216
美浜町	1, 8～11
日高町	1～3, 5, 6, 9, 10, 12, 14, 15, 24, 25, 43, 49, 51, 54, 55
由良町	1～4, 7, 26～29, 38
印南町	1, 3, 4, 7～12, 26, 31, 35, 38～43, 47, 48, 52, 55, 56, 58～60, 63～66, 68～75, 78, 79, 87～92, 95～104, 107～119、121～134, 136
みなべ町	(旧南部町) 1～3, 5～16, 18～27 (旧南部川村) 2～17, 19, 23, 24, 28, 30～32, 35, 37, 40, 43～45, 50, 51, 53, 59, 69, 70, 77～81, 84, 87, 96, 102～105, 107, 110～119, 122～124, 126, 128～134, 136～139
日高川町	(旧川辺町) 1, 3～11, 14, 15, 17～19, 21, 23, 24, 32, 33, 37, 38, 40～52, 55, 64, 66～68, 70, 75, 76, 83, 84, 86～90, 94～96, 102～104 (旧中津村) 1～3, 5～105, 107, 110, 112～117 (旧美山村) 1～14, 17～27, 33～74, 77～85, 88～92, 94, 97～100, 102～134, 136～142, 144～189

(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当なし

(4) その他必要な事項

なし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

森林の有する水源の涵養、災害の防止、生活環境の保全・形成等の機能を發揮させる必要のある森林については保安林に指定するとともに、その森林の保全と適切な管理を推進することとする。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし

(3) 治山事業の実施に関する方針

近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることや山腹崩壊等に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ、山地に起因する災害の防止のため、事前防災・減災の考え方立ち、森林整備や海岸防災林の整備・保全や渓間工、山腹工等の治山施設を計画的に整備することとする。

なお、整備に当たっては、流域治水の取組と連携した浸透・保水機能の維持・向上や流木対策に配慮した施業を実施するとともに、施設等の整備については現地発生材の積極的な活用等、環境負荷の低減に配慮することとする。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林内において、樹冠疎密度、樹種、林木の生育状況、下層植生の状況等からみて機能の発揮が低位な状態にあると認められる森林については「要整備森林」に定め、早期に機能の回復に必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとする。

(5) その他必要な事項

なし

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣害の状況等を把握できる全国共通データ等に基づき、鳥獣による被害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定する。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害を防止するために効果があ

ると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進する。その際、関係行政機関等と連携した対策を推進し、鳥獣保護管理施策と農業被害対策等と連携・調整に努めるものとする。

(2) その他必要な事項

必要に応じて植栽木の保護措置実施箇所を巡回し、区域内で施業を行う林業事業体等から情報を収集して、得られた情報を各種会議で共有するよう努めるものとする。

4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針

森林の持つ多面的機能を阻害する、マツノマダラカミキリ、スギノアカネトラカミキリ、カシノナガキクイムシ等の森林病虫害を防止・軽減するために試験研究機関と連携を保ちながら、地域の林業普及指導員の指導のもとに積極的に防除を行うとともに、被害木の有効活用について研究・開発等を進め、被害森林の再生を図るものとする。

昭和33年頃より猛威を振るった松枯れ被害は、薬剤散布や伐倒駆除等の防除事業により拡大防止に努めた結果、昭和54年をピークに、57年頃から鎮静化に向かい被害量は減少した。しかしながら、今なお被害が見られることから適確な防除と健全な松林の整備に努める。

また、スギ、ヒノキの材質を悪化させるスギノアカネトラカミキリ等の被害を防止するため、間伐・枝打ち等の適正な施業を実施するよう啓発普及に努める。

さらに、平成11年から紀伊半島南部を中心に被害が発生したカシノナガキクイムシによるカシ類の集団枯損被害については、近年は被害が減少してきているが、今後の被害状況を注視しながら、被害処理等の対応策により蔓延防止に努める。

また、クビアカツヤカミキリについては、令和6年時点で森林での被害は確認されていないが、早期の発見と駆除を行うため、被害状況を把握し、関係機関と情報を共有するとともに、被害発生地域等での適切な防除に努める。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

植栽直後のシカ、ノウサギ、カモシカ等による食害等の被害を防止・軽減するために、防護施設の設置等、地域の林業普及指導員の指導のもとに積極的に防除し、森林資源の保続を行うものとする。

また、市町村や試験研究機関と連携し、効率的・効果的な防除方法の研究を行うこととする。

(3) 林野火災の予防の方針

森林利用の多様化に伴う入林機会の増加とともに森林火災の発生が懸念されるため、防火標識等の設置や市町村と連携した広報車による地域住民等への普及啓発等を行い、山火事の未然防止に努めるものとする。

また、森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合には、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うものとする。

(4) その他必要な事項

凍害・干害・風害・水害等の気象被害や、森林レクリエーション等の入林機会の増加とともに立木の損傷や植物の採掘などの被害も発生している。これらの被害を未然に防止するため、森林所有者等による森林保全巡視等を適時適切に実施するよ

う努めるものとする。

また、間伐の未実施による森林の荒廃を防止するため、所有者に対し適正な施業の普及啓発を行うとともに、森林組合を核とした森林経営の受委託の促進、森林施業の集約化、管理の推進を図るものとする。

なお、森林を対象とする開発行為については、和歌山県土地利用基本計画と整合を保ちつつ、林地の適正な利用を確保するとともに、その開発に当たっては、林業に支障を及ぼさないよう配慮し、災害の防止と自然環境の保全に留意することにより、秩序ある開発によって県土の有効利用を図るものとする。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は森林の有する保健機能を高度に発揮させるために、森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林であり、市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の指針を基準として、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合について、保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るために整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとする。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源の涵養^{かんよう}、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、森林の特色を踏まえて、多様な施業を積極的に実施するものとする。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うものとする。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高））を定めるものとする。

ウ その他必要な事項

なし

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

(単位 材積 : 千m³)

区分	総 数			主 伐			間 伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総 数	2,730	2,670	60	1,960	1,900	60	770	770	0
うち前半5カ年分	1,217	1,187	30	875	845	30	342	342	0

注 計画量については、全国森林計画の計画量を基に算出した。

2 間伐面積

(単位 面積 : ha)

区分	間伐面積
総 数	11,630
うち前半5カ年分	5,169

注 計画量については、全国森林計画の計画量を基に算出した。

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

(単位 面積 : ha)

区分	人工造林	天然更新
総 数	5,630	870
前半5カ年の計画量	2,502	387

注 計画量については、全国森林計画の計画量を基に算出した。

4 林道の開設及び拡張に関する計画

(単位 延長 : m 面積 : ha)

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用 区域 面積	うち 前半 5年 分	対図 番号	備考
開設	自動車道		有田川町	峠上二澤	5,227	314	○	有①	
〃	〃		〃	三瀬川	5,000	276	○	有②	
〃	〃		〃	三瀬川峠	4,000	316		有③	
			計	3路線	14,227				
開設	自動車道	指定林道	印南町	日高中央	6,750	3,109	○	②	
			計	1路線	6,750				
開設	自動車道		みなべ町	虎ヶ峰切目辻	7,200	848		⑦	
			計	1路線	7,200				
開設	自動車道		日高川町	新行	2,000	699	○	①	
〃	〃	指定林道	〃	日高中央	12,100	3,109	○	②	
〃	〃		〃	小山	3,300	137		③	
〃	〃		〃	小川城ヶ森	4,000	749		④	
〃	〃		〃	柿谷	1,500	51		⑤	
〃	〃		〃	中庄	1,000	169		⑥	
〃	〃		〃	田ノ尻	500	60		⑦	
〃	〃		〃	桜谷	500	30		⑧	
〃	〃		〃	井の谷	500	42		⑨	
〃	〃		〃	尾曾株井	5,000	510		⑩	
〃	〃		〃	佐井後山	1,500	74		⑪	
〃	〃		〃	坂本後山	2,300	100		⑫	
〃	〃		〃	樅ノ木	4,000	539		⑬	
〃	〃		〃	西原出合	5,600	350	○	⑭	
〃	〃		〃	串本清冷	12,200	530		⑮	
〃	〃		〃	池ノ尻小谷	6,700	400		⑯	
〃	〃		〃	妹尾追谷	2,700	260		⑰	

(単位 延長 : m 面積 : ha)

開設 ／ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用 区域 面積	うち 前半 5年 分	対図 番号	備考
			計	17路線	65,400				
			合計	22路線	93,577				

(単位 延長：m 面積：ha)

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用 区域 面積	うち 前半 5年 分	対図 番号	備考
拡張	改築		有田川町	曾の谷	1,530	147		有④	
〃	〃		〃	倉谷	1,000	109		有⑤	
			計	2路線	2,530				
拡張	改築		広川町	古田	1,328	80		広①	
			計	1路線	1,328				
拡張	改良		日高川町	小藪川	100	308	○	18	
〃	〃		〃	李白馬	2,000	217	○	19	
〃	〃		〃	滝ノ上八斗蒔	6,400	601		20	
〃	〃		〃	小谷	7,587	464		21	
〃	〃		〃	八軒道高津尾川	2,800	277		22	
〃	〃		〃	出合白馬	3,480	193		23	
〃	〃		〃	本川西神ノ川	3,000	642		24	
〃	〃		〃	野々古川又	5,000	911		25	
〃	〃		〃	三津ノ川藤野川	60 箇所	221	○	26	照明施設 改築
			計	9路線	30,367				
			合計	12路線	34,225				

注 全体計画量については全国森林計画を基に算出し、計画路線及び延長については、各市町村の計画を搭載した。

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

(単位 面積 : h a)

保安林の種類	面 積	備 考	
		うち前半 5 年分	
総数 (実面積)	37, 454	35, 214	
水源涵養のための保安林	28, 861	26, 629	
災害防備のための保安林	8, 267	7, 850	
保健、風致の保存等のための保安林	737	735	

注 1 計画量については、全国森林計画の計画量を基に算出した。

2 総数欄は、2 以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、
水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しない。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

(単位 面積 : h a)

指定 ／ 解除	種類	森林の所在		面積	うち前半 5 年 分	指定又は解除を 必要とする理由	備 考
		市町村	区域				
指定	水源の涵養	有田川町		300	100	水源の涵養	
〃	〃	印南町		272	94	〃	
〃	〃	みなべ町		272	95	〃	
〃	〃	日高川町		300	100	〃	
計				1, 144	389		
指定	土砂流出防備	有田川町		500	180	土砂の流出防備	
〃	〃	広川町		380	130	〃	
〃	〃	印南町		380	130	〃	
〃	〃	みなべ町		460	150	〃	
〃	〃	日高川町		567	187		
計				2, 287	777		
指定	土砂崩壊防備	有田川町		0	0	土砂の崩壊防備	
〃	〃	日高川町		0	0	〃	
計				1	0	〃	
合計				3, 432	1, 166		

(単位 面積 : h a)

指定 ／ 解除	種類	森林の所在		面積	指定又は解除を 必要とする理由		備考
		市町村	区域		うち前半 5年分		
解除	水源の涵養	有田川町		6	3	指定理由の消滅	
〃	〃	印南町		4	2	〃	
〃	〃	みなべ町		4	2	〃	
〃	〃	日高川町		6	3	〃	
計				20	10		
解除	土砂流出防備	有田川町		5	3	指定理由の消滅	
〃	〃	広川町		3	1	〃	
〃	〃	印南町		5	3	〃	
〃	〃	みなべ町		6	3	〃	
〃	〃	日高川町		7	3	〃	
計				26	13		
解除	潮害防備	有田市		1	0	指定理由の消滅	
	〃	御坊市		1	0	〃	
	〃	美浜町		1	0	〃	
計				2	1		
解除	魚つき	日高町		1	0	指定理由の消滅	
〃	〃	由良町		1	0	〃	
計				2	1		
合計				50	25		

注 小数点以下を四捨五入したため、計および合計と内訳が一致しないことがある。

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

(単位 面積 : h a)

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源涵養 保安林	0	86	4,662	4,662	2,730
土砂流出防備 保安林	98	166	2,104	2,104	823
土砂崩壊防備 保安林	0	0	0	0	0
その他の保安林	0	0	81	81	0
合計	98	252	6,847	6,847	3,553

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当無し

(3) 実施すべき治山事業の数量

(単位 地区 : 箇所)

森林の所在		治山事業施行地区数	主な工種		備考
市町村	区域		うち前半 5年分		
広川町	下津木外	9	4	渓間工・山腹工・本数調整伐	
有田川町	上湯川外	36	18	渓間工・山腹工・本数調整伐	
印南町	古屋外	11	6	渓間工・山腹工・本数調整伐	
みなべ町	清川外	11	5	渓間工・山腹工・本数調整伐	
日高川町	初湯川外	33	17	渓間工・山腹工・本数調整伐	
合計		100	50	渓間工・山腹工・本数調整伐	

6 要整備森林の所在及び面積並びに要間伐森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

該当無し

第7 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

(単位 面積: h a)

種類	森林の所在		面積	施業の方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
水源涵養 保安林	広川町		809	伐採種を定めない	主伐は標準伐 期齢以上	
	有田川町		9, 183			
	日高町		29			
	印南町		752			
	みなべ町		299			
	日高川町		14, 521			
	小計		25, 592			
土砂流出防備 保安林	有田市		15	部分皆伐若しくは択伐	主伐は標準伐 期齢以上	
	御坊市		168			
	広川町		136			
	有田川町		1, 979			
	日高町		12			
	印南町		648			
	みなべ町		603			
	日高川町		2, 903			
	小計		6, 465			
土砂崩壊防備 保安林	有田市		4	禁伐若しくは 択伐	択伐率40%以 内	
	御坊市		4			
	有田川町		92			
	由良町		1			
	印南町		13			
	みなべ町		23			
	日高川町		20			
	小計		157			

(単位 面積： h a)

種類	森林の所在		面積	施業の方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
その他の 保安林	有田市		121	禁伐若しくは 択伐	択伐率は40% 以内	
	御坊市		195			
	湯浅町		7			
	広川町		20			
	有田川町		27			
	美浜町		102			
	日高町		39			
	由良町		65			
	印南町		13			
	みなべ町		155			
	日高川町		16			
	小計		760			
	計		32,974			
砂防指定地	有田市		40	択伐若しくは 禁伐	土砂の採取等 は禁止	
	御坊市		9			
	湯浅町		5			
	広川町		6			
	有田川町		175			
	美浜町		47			
	日高町		50			
	由良町		21			
	印南町		45			
	みなべ町		421			
	日高川町		534			
	計		1,353			

(単位 面積：ha)

種類	森林の所在		面積	施業の方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
国立公園 第1種 特別地域	みなべ町		8	禁伐若しくは 単木抾伐	抾伐率10%以 内、標準伐期 齢+10年以上	
	計		8			
国立公園 第2種 特別地域	みなべ町		7	抾伐若しくは 部分皆伐	抾伐率30%以 内、皆伐は一 伐区 2ha以内 標準伐期齢以 上	
	計		7			
国立公園 第3種 特別地域	みなべ町		2	特に定めない	全般的な風致 の維持を考慮 して施業する	
	計		2			
国定公園 第1種 特別地域	有田川町		30	禁伐若しくは 単木抾伐	抾伐率10%以 内、標準伐期 齢+10年以上	
	計		30			
国定公園 第2種 特別地域	有田川町		53	抾伐若しくは 部分皆伐	抾伐率30%以 内、皆伐は一 伐区 2ha以内 標準伐期齢以 上	
	計		53			
国定公園 第3種 特別地域	有田川町		766	特に定めない	全般的な風致 の維持を考慮 して施業する	
	計		766			
県立自然公 園第1種 特別地域	有田市		10	禁伐若しくは 単木抾伐	抾伐率は10% 以内標準伐期 齢+10年以上	
	広川町		15			
	有田川町		104			
	日高町		5			
	由良町		38			
	日高川町		2			
	計		174			
県立自然 公園第2種 特別地域	湯浅町		3	抾伐若しくは 部分皆伐	抾伐率30%以 内、皆伐は一 伐区 2ha以内 標準伐期齢以 上	
	広川町		21			
	有田川町		65			

(単位 面積 : h a)

種類	森林の所在		面積	施業の方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
県立自然公園第2種特別地域	美浜町		75	択伐若しくは部分皆伐	択伐率30%以内、皆伐は一伐区 2ha以内標準伐期齢以上	
	日高町		33			
	由良町		47			
	日高川町		511			
	計		755			
県立自然公園第3種特別地域	有田市		33	特に定めない	全般的な風致の維持を考慮して施業する	
	御坊市		2			
	湯浅町		11			
	広川町		21			
	有田川町		506			
	美浜町		421			
	日高町		196			
	由良町		58			
	日高川町		1,980			
	計		3,228			
自然環境保全法による県自然環境保全地域特別地区	有田市		1	禁伐若しくは単木択伐	現状変更には許可が必要	
	印南町		4			
	日高川町		67			
	計		72			
文化財保護法・県文化財保護条例による史跡、名勝、天然記念物に係る指定地域	御坊市		2	禁伐若しくは単木択伐	現状変更には許可が必要	
	湯浅町		5			
	広川町		1			
	有田川町		4			
	日高町		7			
	由良町		36			
	日高川町		1			
	計		56			

2 その他必要な事項

なし

(附) 參 考 資 料

目 次

1 森林計画区の概要	
(1) 市町村別土地面積及び森林面積	38
(2) 地況	39
(3) 土地利用の現況	40
(4) 産業別生産額	41
(5) 産業別就業者数	42
2 森林の現況	
(1) 齢級別森林資源表	43
(2) 制限林普通林別森林資源表	49
(3) 市町村別森林資源表	51
(4) 所有形態別森林資源表	53
(5) 制限林の種類別面積	55
(6) 樹種別面積表	57
(7) 特定保安林の指定状況	57
(8) 荒廃地等の面積	58
(9) 森林の被害	59
3 林業の動向	
(1) 保有山林規模別林家数	60
(2) 森林経営計画の認定状況	61
(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況	62
(4) 森林組合及び生産森林組合の現況	63
(5) 林業事業体等の現況	65
(6) 林業労働力の概況	66
(7) 林業機械化の概況	67
(8) 作業路網等の整備の概況	68
4 前期計画の実行状況	
(1) 伐採立木材積	69
(2) 間伐面積	69
(3) 人工造林・天然更新別面積	69
(4) 林道の開設及び拡張の数量	70
(5) 保安施設の数量	70
(6) 要整備森林の施業の区分別面積	71
5 林地の異動状況	
(1) 森林より森林以外への異動	72
(2) 森林以外より森林への異動	72
6 森林資源の推移	
(1) 分期別伐採立木材積等	73
(2) 分期別期首資源表	74
7 その他	
(1) 持続的主伐可能量	76
(2) その他	76

1 森林計画区 概要

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

(単位 面積:ha 比率:%)

区分	区域面積 ①	森林面積			森林比率 ②/①×100
		総数②	国有林	民有林	
総数	117,413	84,820	2,596	82,224	72
市 町 村 別 内 訳	有田市	3,683	664	-	664
	御坊市	4,391	1,570	-	36
	湯浅町	2,080	722	-	35
	広川町	6,535	4,821	-	74
	有田川町	35,184	27,018	689	77
	美浜町	1,277	591	-	46
	日高町	4,621	3,050	84	66
	由良町	3,093	1,953	-	63
	印南町	11,362	8,024	491	71
	みなべ町	12,028	7,691	73	64
	日高川町	33,159	28,716	1,259	87

注 1 区域面積は、令和7年1月1日現在の全国都道府県市町村別面積調(国土地理院調査資料)による。

2 国有林面積は国有林の面積及び公有林野等官行造林地の面積で令和7年3月31日現在の数値。

3 民有林面積は林業振興課資料(令和7年4月1日現在)による。

4 小数点以下を四捨五入したため、総計と内訳が一致しないことがある

(2) 地況

ア 気候

観測所	気温(℃)			年間 降水量 (mm)	最高 積雪深 (cm)	主風の 方 向	備考
	最高	最低	年平均				
清水観測所	36.5	-8.3	14.4	2,357	-	西北西	
川辺観測所	38.4	-4.3	16.6	2,093	-	東南東	

注 気象庁HP(過去の気象データ)より求めた令和6年から過去10年間の平均数値。(最高気温(最低気温)は10年間の最高(最低)の値)

イ 地勢

I の1. 自然的・社会背景を参考

ウ 地質、土壤等

I の1. 自然的・社会背景を参考

(3) 土地利用の現況

(単位 面積:ha)

区分	総数	森林	農地			その他		
			総数	うち田	うち畠	総数	うち宅地	
総数	117,413	84,820	11,283	2,321	8,970	21,310	6,506	
市 町 村 別 内 訳	有田市	3,683	664	1,170	24	1,150	1,849	1,189
	御坊市	4,391	1,570	790	410	380	2,031	1,069
	湯浅町	2,080	722	573	28	545	785	351
	広川町	6,535	4,821	610	136	474	1,104	308
	有田川町	35,184	27,018	2,900	274	2,630	5,266	1,155
	美浜町	1,277	591	195	160	35	491	304
	日高町	4,621	3,050	506	437	69	1,065	377
	由良町	3,093	1,953	338	94	244	802	283
	印南町	11,362	8,024	896	261	635	2,442	401
	みなべ町	12,028	7,691	2,340	180	2,160	1,997	566
	日高川町	33,159	28,716	965	317	648	3,478	503

注 1 面積総数、森林面積は1の(1)から再掲。

2 農地面積は、令和5年度農林水産関係市町村別データ(農林水産省資料)による。

3 その他の面積総数は総数から森林及び農地面積の総数を減じた数値である。

4 宅地面積は令和6年固定資産の価格等の概要調査書(総務省、令和6年1月1日現在)による。

5 小数点以下を四捨五入したため、総計と内訳が一致しないことがある。

(4) 産業別生産額

(単位 金額:百万円)

区分	総生産額	第1次産業				第2次 産業	第3次 産業
		総額	農業	林業	水産業		
総数	451,051	26,649	22,938	770	2,942	130,066	294,336
市町村別内訳	有田市	38,109	3,524	2,953	6	564	-14,260
	御坊市	99,275	2,414	2,047	28	338	24,834
	湯浅町	37,716	1,749	1,565	3	181	8,078
	広川町	19,576	1,915	1,331	43	540	7,563
	有田川町	85,879	5,922	5,671	198	54	25,106
	美浜町	17,096	218	176	7	34	3,714
	日高町	16,324	754	405	22	328	6,386
	由良町	21,015	883	471	15	396	11,542
	印南町	32,293	1,990	1,895	63	32	18,201
	みなべ町	49,395	5,591	5,042	102	447	21,033
	日高川町	34,373	1,691	1,380	283	27	17,869
							14,813

注 1 市町村別の産業生産額は、令和4年度市町村民経済計算(県調査統計課)による。(消費税及び帰属利子を含む。)

2 小数点以下を四捨五入したため、総計と内訳が一致しないことがある。

(5) 産業別就業者数

(単位 人数:人)

区分	総数	第1次産業				第2次 産業	第3次 産業	
		総数	農業	林業	水産業			
総数	73,950	15,266	13,581	253	795	16,877	42,444	
市 町 村 別 内 訳	有田市	13,822	1,978	1,760	2	300	3,972	7,788
	御坊市	11,569	1,370	1,252	14	73	2,650	7,580
	湯浅町	5,694	902	899	0	68	1,297	3,430
	広川町	3,416	832	719	13	33	770	1,881
	有田川町	13,903	3,701	3,491	50	8	2,766	7,588
	美浜町	3,179	233	183	3	32	647	2,314
	日高町	3,826	542	399	6	60	825	2,536
	由良町	2,607	460	298	4	83	664	1,558
	印南町	4,183	1,339	1,219	18	36	842	2,068
	みなべ町	7,054	2,648	2,427	42	95	1,431	3,059
	日高川町	4,697	1,261	934	101	7	1,013	2,642

注 1 令和2年度国勢調査による。

2 総数は、分類不能の産業を含む。

2. 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

区分			総数			1齢級			2齢級			
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総数			82,188	27,662	246	152	0	0	207	19	1	
			40	12	0	0	0	0	0	0	0	
立木地	人工林	総数	81,279	27,662	246	152	0	0	207	19	1	
			40	12	0	0	0	0	0	0	0	
		針	46,974	22,668	242	145	0	0	135	19	1	
			40	12	0	0	0	0	0	0	0	
		広	34,304	4,995	4	8	0	0	73	0	0	
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	天然林	総数	46,522	22,476	241	152	0	0	206	19	1	
			40	12	0	0	0	0	0	0	0	
		針	46,027	22,463	241	145	0	0	135	19	1	
			40	12	0	0	0	0	0	0	0	
		広	494	13	0	8	0	0	72	0	0	
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	
竹林	育成複層林	総数	46,482	22,464	241	152	0	0	206	19	1	
			45,988	22,451	240	145	0	0	135	19	1	
		広	494	13	0	8	0	0	72	0	0	
	育成複層林	総数	40	12	0	0	0	0	0	0	0	
			40	12	0	0	0	0	0	0	0	
		針	40	12	0	0	0	0	0	0	0	
			40	12	0	0	0	0	0	0	0	
		広	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	育单層成林	総数	34,757	5,187	5	0	0	0	1	0	0	
			947	205	1	0	0	0	0	0	0	
		広	33,810	4,982	4	0	0	0	1	0	0	
	育单層成林	総数	8	1	0	0	0	0	0	0	0	
			1	0	0	0	0	0	0	0	0	
		広	7	1	0	0	0	0	0	0	0	
	育複層成林	総数	3,448	465	0	0	0	0	0	0	0	
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		広	3,447	465	0	0	0	0	0	0	0	
	天生然林	総数	31,301	4,721	4	0	0	0	1	0	0	
			946	204	1	0	0	0	0	0	0	
		広	30,355	4,516	3	0	0	0	1	0	0	
竹林			345	—	—	—	—	—	—	—	—	
無立木地			564	—	—	—	—	—	—	—	—	

注 1. 人工林(育成複層林)の面積、材積及び成長量は、上段に上層木のみ、下段に下層木のみの値を記載した。

2. ゼロ値は表示していない。

3. 小数点以下を四捨五入したため、各計と内訳が一致しないことがある。

(単位 面積:ha 材積:立木は千m³ 成長量:千m³)

3 齡 級			4 齡 級			5 齡 級			6 齡 級		
面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
146	16	1	156	14	1	134	20	1	133	33	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
146	16	1	156	14	1	134	20	1	133	33	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
107	16	1	65	12	1	68	16	1	101	30	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39	0	0	91	2	0	66	4	0	32	3	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
141	16	1	136	13	1	88	17	1	101	30	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
107	16	1	65	12	1	68	16	1	101	30	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34	0	0	71	1	0	20	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
141	16	1	130	12	1	83	15	1	79	22	1
107	16	1	59	11	1	64	15	1	79	22	1
34	0	0	71	1	0	20	0	0	0	0	0
0	0	0	6	1	0	5	2	0	22	8	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	6	1	0	5	2	0	22	8	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	0	0	20	1	0	46	4	0	32	3	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	0	0	20	1	0	46	4	0	32	3	0
0	0	0	4	0	0	1	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	4	0	0	1	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
1	0	0	16	1	0	43	4	0	32	3	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	0	0	16	1	0	43	4	0	32	3	0

7 齡 級			8 齡 級			9 齡 級			10 齡 級		
面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量
472	135	3	1,372	392	7	3,207	1,113	17	6,297	2,240	29
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
472	135	3	1,372	392	7	3,207	1,113	17	6,297	2,240	29
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
402	129	3	1,010	353	7	2,866	1,070	17	5,114	2,066	28
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
71	6	0	362	39	1	341	43	0	1,183	174	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
432	130	3	1,092	356	7	2,916	1,071	17	5,031	2,046	28
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
402	129	3	1,010	353	7	2,862	1,069	17	5,028	2,046	28
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	1	0	81	3	0	54	2	0	3	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
429	129	3	1,088	355	7	2,916	1,071	17	5,030	2,046	28
399	128	3	1,007	352	7	2,862	1,069	17	5,028	2,046	28
31	1	0	81	3	0	54	2	0	3	0	0
3	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40	5	0	280	35	1	291	42	0	1,267	193	1
0	0	0	0	0	0	5	1	0	86	19	0
40	5	0	280	35	1	286	41	0	1,180	174	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	28	3	0	32	4	0	81	11	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	28	3	0	32	4	0	81	11	0
40	5	0	252	32	1	259	38	0	1,185	183	1
0	0	0	0	0	0	5	1	0	86	19	0
40	5	0	252	32	1	254	37	0	1,099	164	1

(単位 面積:ha 材積:立木は千m³ 成長量:千m³)

11 齡 級			12 齡 級			13 齡 級			14 齡 級		
面 積	材 積	成長量									
9,654	3,718	42	12,266	4,465	44	14,596	5,034	41	11,704	3,558	22
2	0	0	3	1	0	3	1	0	3	1	0
9,654	3,718	42	12,266	4,465	44	14,596	5,034	41	11,704	3,558	22
2	0	0	3	1	0	3	1	0	3	1	0
7,541	3,394	41	7,890	3,815	44	8,066	4,094	41	4,859	2,577	22
2	0	0	3	1	0	3	1	0	3	1	0
2,113	324	1	4,376	650	0	6,529	940	0	6,845	980	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7,523	3,389	41	7,842	3,800	44	7,979	4,071	41	4,742	2,551	22
2	0	0	3	1	0	3	1	0	3	1	0
7,519	3,389	41	7,802	3,798	44	7,967	4,071	41	4,722	2,550	22
2	0	0	3	1	0	3	1	0	3	1	0
5	0	0	40	2	0	12	0	0	19	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7,523	3,389	41	7,842	3,800	44	7,979	4,071	41	4,742	2,551	22
7,519	3,389	41	7,802	3,798	44	7,967	4,071	41	4,722	2,550	22
5	0	0	40	2	0	12	0	0	19	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	0	0	3	1	0	3	1	0	3	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	0	0	3	1	0	3	1	0	3	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,131	329	1	4,424	666	0	6,617	963	0	6,962	1,007	0
23	5	0	88	17	0	99	24	0	137	27	0
2,108	324	1	4,336	648	0	6,518	939	0	6,825	980	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
314	42	0	398	54	0	838	113	0	792	107	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
314	42	0	398	54	0	838	113	0	792	107	0
1,816	287	1	4,026	611	0	5,779	850	0	6,168	900	0
23	5	0	88	17	0	99	24	0	137	27	0
1,794	282	1	3,937	594	0	5,680	826	0	6,031	873	0

15 齡 級			16 齡 級			17 齡 級			18 齡 級		
面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量
8,682	2,198	11	4,396	1,281	6	2,473	940	5	1,860	878	5
1	0	0	6	2	0	7	2	0	3	1	0
8,682	2,198	11	4,396	1,281	6	2,473	940	5	1,860	878	5
1	0	0	6	2	0	7	2	0	3	1	0
2,243	1,244	11	1,393	824	6	1,243	753	5	1,361	798	5
1	0	0	6	2	0	7	2	0	3	1	0
6,438	954	0	3,002	457	0	1,230	187	0	499	79	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,150	1,221	11	1,333	808	6	1,187	739	5	1,330	791	5
1	0	0	6	2	0	7	2	0	3	1	0
2,135	1,220	11	1,328	807	6	1,187	739	5	1,330	791	5
1	0	0	6	2	0	7	2	0	3	1	0
15	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,150	1,221	11	1,333	808	6	1,187	739	5	1,330	791	5
2,135	1,220	11	1,328	807	6	1,187	739	5	1,330	791	5
15	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	0	0	6	2	0	7	2	0	3	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	0	0	6	2	0	7	2	0	3	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,532	978	0	3,062	473	0	1,286	201	0	529	87	0
108	25	0	65	16	0	56	13	0	31	8	0
6,423	953	0	2,997	457	0	1,230	187	0	499	79	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
587	79	0	246	34	0	80	11	0	8	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
587	79	0	246	34	0	80	11	0	8	1	0
5,944	898	0	2,816	440	0	1,206	190	0	521	86	0
108	25	0	65	16	0	56	13	0	31	8	0
5,836	874	0	2,750	423	0	1,150	176	0	491	78	0

(単位 面積:ha 材積:立木は千m³ 成長量:千m³)

19 齡 級			20 齡 級			21 齡 級 以 上		
面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
1,046	551	3	654	358	2	1,670	699	3
0	0	0	3	1	0	9	3	0
1,046	551	3	654	358	2	1,670	699	3
0	0	0	3	1	0	9	3	0
843	520	3	515	336	2	1,005	601	3
0	0	0	3	1	0	9	3	0
202	31	0	139	22	0	665	98	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
778	506	3	496	330	2	865	573	3
0	0	0	3	1	0	9	3	0
776	505	3	496	330	2	844	573	3
0	0	0	3	1	0	9	3	0
2	0	0	0	0	0	22	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
778	506	3	496	330	2	865	573	3
776	505	3	496	330	2	844	573	3
2	0	0	0	0	0	22	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	3	1	0	9	3	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	3	1	0	9	3	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
267	45	0	158	28	0	805	127	0
67	14	0	19	6	0	161	29	0
200	31	0	139	22	0	643	98	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	1	0	4	1	0	26	4	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	1	0	4	1	0	26	4	0
261	44	0	154	27	0	778	122	0
67	14	0	19	6	0	161	29	0
194	30	0	135	22	0	617	94	0

(2) 制限林普通林別森林資源表

区分		総数	立木地											
			総数			人工林								
						総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広
総数	面積	82,188	81,279	46,974	34,304	46,522	46,027	494	46,482	45,988	494	40	40	0
	材積	27,662	27,662	22,668	4,995	22,476	22,463	13	22,464	22,451	13	12	12	0
	成長量	246	246	242	4	241	241	0	240	240	0	0	0	0
制限林	面積	44,939	44,448	29,205	15,244	28,827	28,599	228	28,792	28,564	228	35	35	0
	材積	16,672	16,672	14,363	2,309	14,241	14,233	8	14,231	14,223	8	10	10	0
	成長量	158	158	156	2	155	155	0	155	155	0	0	0	0
普通林	面積	37,248	36,829	17,769	19,060	17,694	17,428	266	17,690	17,424	266	5	5	0
	材積	10,990	10,990	8,304	2,686	8,234	8,229	5	8,232	8,227	5	2	2	0
	成長量	88	88	86	2	86	86	0	86	85	0	0	0	0

注 小数点以下を四捨五入したため、各計と内訳が一致しないことがある。

(単位 面積:ha 材積:千m³、成長量:千m³)

立木地												竹林	無立木地				
天然林												總数	伐採跡地	未立木地			
総数			育成单層林			育成複層林			天然生林								
総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広						
34,757	947	33,810	8	1	7	3,448	0	3,447	31,301	946	30,355	345	564	315	249		
5,187	205	4,982	1	0	1	465	0	465	4,721	204	4,516	—	—	—	—		
5	1	4	0	0	0	0	0	0	4	1	3	—	—	—	—		
15,621	606	15,015	2	1	1	1,434	0	1,434	14,185	606	13,580	45	445	265	180		
2,431	130	2,301	0	0	0	195	0	195	2,235	130	2,106	—	—	—	—		
2	1	2	0	0	0	0	0	0	2	1	2	—	—	—	—		
19,135	341	18,795	6	0	6	2,013	0	2,013	17,116	341	16,775	300	119	51	68		
2,756	75	2,681	1	0	1	270	0	270	2,485	75	2,410	—	—	—	—		
2	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2	—	—	—	—		

(3) 市町村別森林資源表

区 分		総 数	立 木 地											
			総 数			人 工 林								
						総 数			育成单層林					
			総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広	総 数		
総 数	面 積	82,188	81,279	46,974	34,304	46,522	46,027	494	46,482	45,988	494	40	40	0
	材 積	27,662	27,662	22,668	4,995	22,476	22,463	13	22,464	22,451	13	12	12	0
有田市	面 積	657	648	77	571	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	材 積	98	98	21	76	0	0	0	0	0	0	0	0	0
御坊市	面 積	1,562	1,542	107	1,435	34	33	1	34	33	1	0	0	0
	材 積	222	222	31	191	15	15	0	15	15	0	0	0	0
湯浅町	面 積	720	715	173	542	142	142	0	142	142	0	0	0	0
	材 積	152	152	70	82	64	64	0	64	64	0	0	0	0
広川町	面 積	4,821	4,736	2,594	2,142	2,664	2,591	73	2,664	2,591	73	0	0	0
	材 積	1,344	1,344	1,020	323	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0	0	0	0
有田川町	面 積	26,336	26,054	19,462	6,592	19,376	19,039	337	19,376	19,039	337	0	0	0
	材 積	10,444	10,444	9,458	986	9,371	9,366	5	9,371	9,366	5	0	0	0
美浜町	面 積	591	585	141	444	74	74	0	74	74	0	0	0	0
	材 積	95	95	36	59	25	24	0	25	24	0	0	0	0
日高町	面 積	2,965	2,828	394	2,434	369	367	2	369	367	2	0	0	0
	材 積	485	485	161	324	157	157	0	157	157	0	0	0	0
由良町	面 積	1,942	1,915	236	1,679	231	230	1	231	230	1	0	0	0
	材 積	335	335	112	224	110	110	0	110	110	0	0	0	0
印南町	面 積	7,528	7,507	3,489	4,019	3,443	3,439	4	3,443	3,439	4	0	0	0
	材 積	2,116	2,116	1,579	537	1,570	1,570	0	1,570	1,570	0	0	0	0
みなべ町	面 積	7,615	7,540	3,790	3,750	3,793	3,786	7	3,793	3,786	7	0	0	0
	材 積	2,353	2,353	1,854	500	1,852	1,852	0	1,852	1,852	0	0	0	0
日高川町	面 積	27,450	27,208	16,511	10,697	16,397	16,327	70	16,357	16,288	70	40	40	0
	材 積	10,018	10,018	8,326	1,692	8,291	8,285	6	8,280	8,273	6	12	12	0

注 小数点以下を四捨五入したため、各計と内訳が一致しないことがある。

(単位 面積:ha 材積:立木は千m³)

立木地												竹林	無立木地				
天然林												総数	伐跡	採地			
総数			育成单層林			育成複層林			天然生林								
総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広						
34,757	947	33,810	8	1	7	3,448	0	3,447	31,301	946	30,355	345	564	315	249		
5,187	205	4,982	1	0	1	465	0	465	4,721	204	4,516	-	-	-	-		
648	77	571	0	0	0	0	0	0	648	77	571	8	2	2	0		
98	21	76	0	0	0	0	0	0	98	21	76	-	-	-	-		
1,508	74	1,434	0	0	0	0	0	0	1,508	74	1,434	0	21	3	17		
207	16	191	0	0	0	0	0	0	207	16	191	-	-	-	-		
574	32	542	0	0	0	0	0	0	574	32	542	4	0	0	0		
88	6	82	0	0	0	0	0	0	88	6	82	-	-	-	-		
2,072	4	2,068	1	0	1	1	0	1	2,070	4	2,067	56	30	12	18		
324	1	323	0	0	0	0	0	0	324	1	323	-	-	-	-		
6,678	423	6,255	2	0	2	2	0	2	6,674	423	6,251	71	211	91	120		
1,073	92	981	0	0	0	0	0	0	1,072	92	980	-	-	-	-		
512	67	444	0	0	0	29	0	29	483	67	415	5	1	1	0		
71	12	59	0	0	0	4	0	4	67	12	55	-	-	-	-		
2,459	27	2,432	2	0	2	35	0	35	2,422	27	2,395	121	16	13	3		
328	4	324	0	0	0	5	0	5	323	4	319	-	-	-	-		
1,683	5	1,678	0	0	0	66	0	66	1,617	5	1,612	25	2	1	1		
225	2	224	0	0	0	9	0	9	216	2	215	-	-	-	-		
4,065	50	4,015	0	0	0	458	0	458	3,607	50	3,557	9	12	4	7		
546	9	537	0	0	0	61	0	61	485	9	476	-	-	-	-		
3,747	4	3,743	2	0	2	1,950	0	1,950	1,795	4	1,791	16	59	18	40		
501	1	500	0	0	0	260	0	260	240	1	239	-	-	-	-		
10,811	184	10,627	1	1	1	906	0	906	9,904	183	9,721	30	211	169	42		
1,726	41	1,686	0	0	0	126	0	126	1,600	41	1,559	-	-	-	-		

(4) 所有形態別森林資源表

区分		総数	立木地											
			総数			人工林								
						総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広
総数	面積	82,188	81,279	46,974	34,304	46,522	46,027	494	46,482	45,988	494	40	40	0
県有林	材積	27,662	27,662	22,668	4,995	22,476	22,463	13	22,464	22,451	13	12	12	0
	面積	204	202	171	31	166	166	0	166	166	0	0	0	0
市町村有林	材積	87	87	82	5	81	81	0	81	81	0	0	0	0
	面積	1,603	1,592	767	825	683	674	9	683	674	9	0	0	0
財産区有林	材積	455	455	343	112	327	327	1	327	326	1	0	0	0
	面積	1,523	1,513	665	848	603	595	8	603	595	8	0	0	0
私有林	材積	409	409	292	116	276	275	1	276	275	1	0	0	0
	面積	78,857	77,969	45,371	32,598	45,069	44,592	477	45,029	44,552	477	40	40	0
	材積	26,712	26,712	21,950	4,762	21,792	21,781	11	21,780	21,769	11	12	12	0

注 小数点以下を四捨五入したため、各計と内訳が一致しないことがある。

(単位 面積:ha 材積:立木は千m³)

立 木 地												竹 林	無立木地		
天 然 林												總 数	伐 採 跡	未 立 木 地	
總 数			育成单層林			育成複層林			天然生林						
總 数	針	広	總 数	針	広	總 数	針	広	總 数	針	広				
34,757	947	33,810	8	1	7	3,448	0	3,447	31,301	946	30,355	345	564	315	249
5,187	205	4,982	1	0	1	465	0	465	4,721	204	4,516	-	-	-	-
36	5	31	0	0	0	0	0	0	36	5	31	0	1	0	1
6	1	5	0	0	0	0	0	0	6	1	5	-	-	-	-
909	92	817	2	0	2	22	0	22	885	92	792	0	10	9	1
128	16	111	0	0	0	3	0	3	125	16	108	-	-	-	-
910	70	840	0	0	0	86	0	86	824	70	754	0	10	1	9
133	18	115	0	0	0	12	0	12	122	18	104	-	-	-	-
32,901	780	32,121	6	1	5	3,339	0	3,339	29,556	779	28,777	345	543	305	238
4,920	169	4,751	1	0	1	450	0	450	4,469	169	4,300	-	-	-	-

(5) 制限林の種類別面積

区分	保 安 林					砂防指定地 保安林施設地区	自然公園													
	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林	土砂崩壊防備保安林	その他の保安林	計		国 立 公 園					国 定 公 園								
							特別保護地区	第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域	地種区分未定地域	小計	特別保護地区	第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域	地種区分未定地域			
総 数	25,592	6,465	157	760	32,974	-	1,353	-	8	7	2	-	17	-	30	53	766	-	849	
市別内訳	有田市	-	15	4	121	140	-	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	御坊市	-	168	4	195	367	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	湯浅町	-	-	-	7	7	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	広川町	809	136	-	20	964	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	有田川町	9,183	1,979	92	27	11,281	-	175	-	-	-	-	-	-	-	30	53	766	-	849
	美浜町	-	-	-	102	102	-	47	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	日高町	29	12	-	39	80	-	50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	由良町	-	-	1	65	66	-	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	印南町	752	648	13	13	1,426	-	45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	みなべ町	299	603	23	155	1,080	-	421	-	8	7	2	-	17	-	-	-	-	-	
日高川町	14,521	2,903	20	16	17,460	-	534	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(単位 面積: ha)

特別保護地区	県立自然公園					計	自然環境保全法による原生自然環境	自然環境の特別保全法による自然環境保全	鳥獣保護管理法による特別保護地区	都市緑地保全法による緑地保全地域	都市計画法による風致地区	林業種苗法による特別母樹林	文化財に係る指定地による史跡名勝天然記念物	その他	区分	
	第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域	地種区分未定地域	小計											
-	174	755	3,228	-	4,157	5,023	-	-	72	-	-	-	-	56	-	総 数
-	10	-	33	-	43	43	-	-	1	-	-	-	-	-	-	有田市
-	-	-	2	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	御坊市
-	-	3	11	-	14	14	-	-	-	-	-	-	-	5	-	湯浅町
-	15	21	21	-	57	57	-	-	-	-	-	-	-	1	-	広川町
-	104	65	506	-	675	1,524	-	-	-	-	-	-	-	4	-	有田川町
-		75	421	-	496	496	-	-	-	-	-	-	-	-	-	美浜町
-	5	33	196	-	234	234	-	-	-	-	-	-	-	7	-	日高町
-	38	47	58	-	143	143	-	-	-	-	-	-	-	36	-	由良町
-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	印南町
-	-	-	-	-	-	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	みなべ町
-	2	511	1,980	-	2,493	2,493	-	-	67	-	-	-	-	1	-	日高川町

市町別内訳

(6) 樹種別面積表

(単位 面積:ha)

樹種 林種	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	コナラ	カシ類	その他 広葉樹	合計
総数	21,033	24,502	1,174	265	157	2,414	5,161	26,572	81,279
人工林	21,028	24,472	520	8	44	19	15	416	46,522
天然林	5	30	654	257	112	2,395	5,147	26,156	34,757

(7) 特定保安林の指定状況

該当なし

(単位 面積:ha)

市町村	特定保安林					要整備森林		備考	
	番号	面積				箇所数	面積		
		総数	人工林	天然林	その他				

(8) 荒廃地等の面積

(単位 面積:ha)

区分	荒廃地	荒廃危険地
総数	1	3,597
市 町 村 別 内 訳	有田市	- 146
	御坊市	- 27
	湯浅町	- 320
	広川町	- 1,751
	有田川町	1 11
	美浜町	- 24
	日高町	- 61
	由良町	- 111
	印南町	- 216
	みなべ町	- 175
	日高川町	- 757

(9) 森林の被害

(単位 面積:ha)

種類	火災			干害			水害			松くい虫			ノウサギ			シカ		
年度	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6
総数		1			2			1		0	0	0		0		0	2	9
市 町 村 別 内 訳	有田市																	
	御坊市											0						
	湯浅町				2						0	0		0				1
	広川町							1				0					2	8
	有田川町									0								
	美浜町									0	0	0						
	日高町										0							
	由良町																	
	印南町									0	0	0						
	みなべ町		1							0	0	0				0		
	日高川町															0	0	0

注 1 過去3カ年の被害実面積である。

2 0(ゼロ)値は四捨五入により1以下となるものを表示している。

3 小数点以下を四捨五入したため、総数と内訳が一致しないことがある。

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家別

(単位 人数:人)

区分	総数	1ha未満	1～5ha未満	5～10ha未満	10～50ha未満	50ha以上
総数	28,586	12,107	10,803	2,887	2,355	434
市 町 村 別 内 訳	有田市	736	516	204	12	0
	御坊市	1,124	580	444	59	35
	湯浅町	808	534	212	38	22
	広川町	1,510	532	598	210	142
	有田川町	9,962	3,654	4,252	1,105	850
	美浜町	308	202	84	8	8
	日高町	1,646	811	605	125	93
	由良町	1,226	494	526	114	87
	印南町	2,886	1,158	1,083	376	226
	みなべ町	3,504	1,836	1,161	254	194
	日高川町	4,876	1,790	1,634	586	698
						168

注 令和7年4月1日現在

(2) 森林経営計画の認定状況

(単位 面積:ha)

区分	総数		公有林		私有林		備考
	人数	面積	人数	面積	人数	面積	
総数		6,010		259		5,751	
市 町 村 別 内 訳	有田市		0	0		0	
	御坊市		0	0		0	
	湯浅町		0	0		0	
	広川町		3,110	0		3,110	
	有田川町		1,132	0		1,132	
	美浜町		0	0		0	
	日高町		0	0		0	
	由良町		0	0		0	
	印南町		310	89		221	
	みなべ町		282	155		128	
	日高川町		1,176	15		1,161	

注 1 森林計画業務報告より(令和7年3月末現在)

2 総数及び私有林の認定人数については、市長村間の重複が多く有意な数値とならないため市町村別の記載を省略する。

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

(単位 面積:ha)

区分	経営管理権		経営管理実施権		備考
	件数	面積	人数	面積	
総数	623	1,225.63	1	7.45	
有田市					
御坊市	10	6.00			
湯浅町					
広川町					
有田川町	208	406.24	1	7.45	
美浜町					
日高町					
由良町					
印南町					
みなべ町	362	291.86			
日高川町	43	521.53			

注 1 令和7年度林野庁調査資料による。(令和7年3月31日現在)

(4) 森林組合及び生産森林組合の現況

(単位 員数:人、金額:千円、面積:ha)

区分	組合名	組合員数	常勤役職員数	出資金総額	組合員所有(又は組合運営)森林面積	備考
森 林 組 合	総数	5組合	4,742	24	149,518	60,523
	湯浅町	広川町森林組合	287	3	7,009	3,733
	広川町					
	有田川町	金屋町森林組合	706	3	10,320	6,323
		清水森林組合	1,016	7	34,539	15,002
	印南町	紀中森林組合	2,022	9	90,749	29,440
	日高川町					
生 産 森 林 組 合	みなべ町	みなべ川森林組合	711	2	6,901	6,025
	総数	31組合	1,688	0	269,260	3,047
	御坊市	南塩屋生産森林組合	246	0	3,160	2
		御坊市明神川生産森林組合	-	-	-	-
	有田川町	神戸山生産森林組合	67	0	980	56
		長谷川生産森林組合	68	0	9,260	126
		中井原生産森林組合	40	0	1,450	7
	日高町	荻原生産森林組合	-	-	-	-
		高家生産森林組合	91	0	11,015	141
	印南町	丹生生産森林組合	28	0	1,960	30
		上洞生産森林組合	-	-	-	-
		樺川生産森林組合	85	0	19,190	307
		田ノ垣内生産森林組合	13	0	1,620	6
		印南原生産森林組合	219	0	10,112	72
		川又生産森林組合	52	0	48,360	460
		島田生産森林組合	-	-	-	-
		西神ノ川生産森林組合	15	0	19,500	91

(単位 員数:人、金額:千円、面積:ha)

区分	組合名	組合員数	常勤役職員数	出資金総額	組合員所有(又は組合運営)森林面積	備考
生産森林組合	広瀬生産森林組合	29	0	1,050	134	
	西原生産森林組合	-	-	-	-	
	佐井生産森林組合	44	0	2,640	42	
	姉子生産森林組合	20	0	1,200	41	
	平川生産森林組合	38	0	960	15	
	伊佐ノ川生産森林組合	16	0	2,400	31	
	中津川生産森林組合	-	-	-	-	
	上田原生産森林組合	22	0	4,428	62	
	下田原生産森林組合	27	0	5,818	222	
	坂野川生産森林組合	30	0	1,610	30	
	大又生産森林組合	17	0	7,695	40	
	小釜本生産森林組合	24	0	2,660	25	
	小津茂生産森林組合	-	-	-	-	
みなべ町	東本庄生産森林組合	170	0	48,720	504	
	筋生産森林組合	180	0	9,352	146	
	西本庄生産森林組合	147	0	54,120	457	

注 令和6年度県業務資料による。

(5) 林業事業体等の現況

(単位 事業体数)

区分	造林業 (※1)	素材生産業 (※2)	木材卸売業 (素材市売市場)	木材・木製品製造業		その他
				製材業 (※3)	その他 (※4)	
総数	11	11	0	32	5	—
市 町 村 別 内 訳	有田市	0	0	3	0	—
	御坊市	1	0	8	1	—
	湯浅町	0	0	2	0	—
	広川町	1	2	2	0	—
	有田川町	4	5	9	1	—
	美浜町	1	0	2	0	—
	日高町	0	0	0	1	—
	由良町	0	0	0	0	—
	印南町	0	0	0	1	—
	みなべ町	1	1	4	1	—
	日高川町	3	3	2	0	—

注 1 令和6年度に造林事業実績のある事業体数(森林整備課業務資料)

2 令和6年度に素材生産実績のある事業体数(林業振興課業務資料)

3 木材業者等登録簿に登録されている事業体のうち、業務の態様が「製材」である事業体数

4 木材業者等登録簿に登録されている事業体のうち、業務の態様が「チップ」である事業体数

5 業者数はそれぞれ重複を含む

(6) 林業労働力の概況

令和2年国勢調査によると県内の林業就労者は1,002人で平成12年に比べて28%の減少となっている。本県では緑の雇用の推進により、都会等他地域からのU・Iターン者の積極的な雇用により若返りが図られ、平成17年には42%と高齢化が進んでいた60歳以上の就業者の年齢構成は、平成22年には28%まで減少し、平成27年に続き令和2年は32%でほぼ維持している。平成22年に一時的に増加した就業者数は、平成27年には再び減少に転じ、令和2年も減少となった。

日本の人口が平成22年をピークに減り始めている中、森林の持つ多面的機能の維持・発揮、林業の成長産業化に向けて、林業労働力の確保は急務となっている。

<林業労働力の推移>

区分／年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
30才未満	107	82	104	67	52
30才以上～60才未満	612	510	836	713	627
60歳以上	674	429	357	365	323
計	1,393	1,021	1,297	1,145	1,002

(資料) 国勢調査による。

(7) 林業機械化の概況

一般林業機械の保有状況は下記のとおり。地形が急峻なことから、架線の索張り技術が発達し、集材機等の架線系林業機械が主体であったが、近年では低コスト林業の推進により、高性能林業機械の導入が進んでいる。

<林業機械の保有数>

(単位:セット、台)

機械種名	摘要	県	うち紀中
高性能林業機械	プロセッサ 枝払い・玉切りする自走式機械	63	2
	ハーベスター 伐倒・枝払い・玉切りする自走式機械	17	7
	フォワーダ 積載式集材専用車輌	34	5
	タワーヤーダ 元柱を具備した自走式集材機械	10	3
	スイングヤーダ 簡易索張が可能で、旋回可能なブームを装備する集材機械	34	4
	フェラーバンチャ 立木を伐倒、集積する自走式機械	-	-
	スキッダ 牽引式集材専用のトラクタ	-	-
	フォーク収納型グラップルバケット グラップルとバケットの機能を併せ持つアタッチメント	11	2

注 林業機械保有状況調査による。(令和6年3月31日現在)

(8) 作業路網等整備の概況

林道の補助的な道路としての役割を果たす森林作業道は、林業労働負担の軽減や間伐等の保育施業の積極的な推進などから、森林組合等が中心となり各種補助事業を活用し開設してきた。

近年では、その用途は保育施業だけではなく、素材生産コストを低減し林業収益を向上させる低コスト林業の基盤として、高性能林業機械の開発・導入と共に重要性・必要性は益々高まっている。

また、森林作業道の機能を木材輸送の観点から強化・保完する、林道の規格に準じた林業専用道の開設も進められている。

<路網の整備状況>

(単位:km)

路網整備状況	林道	軽車道	森林作業道	合計
	384.1	67.2	615.0	1066.3

注 令和6年度林道事業等実績調べより

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

(単位 材積:千m³、実行歩合:%)

区分	伐採立木材積								
	計画			実行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総数	468	248	716	131	335	466	28	135	65
針葉樹	428	248	676	108	335	443	25	135	66
広葉樹	40	0	40	22	0	22	56	0	56

注 1 計画欄には、前計画の前半5ヶ年分に対応する計画量を記載。

2 実行欄には、前計画の前半5ヶの実行量を記載。ただし、本計画の樹立年度の実行量については見込量である。

3 小数点以下を四捨五入したため、総数と内訳が一致しないことがある。

(2) 間伐面積

(単位 面積:ha、実行歩合:%)

計画	実行	実行歩合
3,472	3,831	110

注 (1)の注と同じ

(3) 人工造林・天然更新別面積

(単位 面積:ha、実行歩合:%)

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
1,772	255	14	1,424	198	14	348	57	16

注 (1)の注と同じ

(4) 林道の開設又は拡張の数量

(単位 延長:km、実行歩合:%)

区分	開設延長			拡張箇所(延長)		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
基幹路網	34	6	18	44	14	33
うち森林専用道	0	0	0	0	0	0

注 (1)の注に同じ

(5) 保安施設の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別の面積

(単位 面積:ha、実行歩合:%)

種類	指定			解除		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
水源かん養保安林	1,300	1,506	116	9	21	233
土砂流出防備保安林	385	477	124	14	35	250
土砂崩壊防備保安林	10	5	50	11	0	0
その他保安林	0	4	0	4	0	0

注 (1)の注に同じ

イ 保安施設地区の面積

(該当なし)

(単位 面積:ha、実行歩合:%)

面積		
計画	実行	実行歩合
—	—	—

注 (1)の注に同じ

ウ 治山事業の数量

(単位 実行歩合:%)

区分		治山事業施行地区数		
		計画	実行	実行歩合
総数		60	64	107
市町村別内訳	有田市	0	0	0
	御坊市	0	0	0
	湯浅町	0	0	0
	広川町	5	5	100
	有田川町	14	21	150
	美浜町	0	0	0
	日高町	0	0	0
	由良町	0	0	0
	印南町	3	5	167
	みなべ町	3	5	167
日高川町		35	28	80

注 (1)の注に同じ

(6) 要整備森林の森林施業の区別別面積

(該当なし)

(単位 面積:ha、実行歩合:%)

施業区分		計画	実行	実行歩合
造林	総数	-	-	-
	人工造林	-	-	-
	天然更新	-	-	-
保育		-	-	-
伐採	総数	-	-	-
	主伐	-	-	-
	間伐	-	-	-
その他		-	-	-

注 (1)の注に同じ

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

(単位 面積:ha)

農用地	ゴルフ場等 レジーヤー 施設用地	住宅、別荘、工場 等建物敷地 及びその付帯地	採石採土地	その他	合計
1	-	1	-	43	45

注 1 農用地は、田、畠、樹園地。

2 0 (ゼロ) 値は四捨五入により 1 以下となるものを表示している。

3 小数点以下を四捨五入したため、総数と内訳が一致しないことがある。

(2) 森林以外より森林への異動

(単位 面積:ha)

原野	農用地	その他	合計
-	1	9	9

注 (1)の注と同じ

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

(単位 面積:ha、材積:千m³、延長:km)

分期		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
伐採立木材積	総数	1,217	1,513	1,884	1,884	1,884	1,884	1,884	1,884
		針葉樹	1,187	1,483	1,854	1,854	1,854	1,854	1,854
		広葉樹	30	30	30	30	30	30	30
	主伐	総数	875	1,085	1,349	1,349	1,349	1,349	1,349
		針葉樹	845	1,055	1,319	1,319	1,319	1,319	1,319
		広葉樹	30	30	30	30	30	30	30
	間伐	総数	342	428	535	535	535	535	535
		針葉樹	342	428	535	535	535	535	535
		広葉樹	0	0	0	0	0	0	0
造林面積	総数	2,889	3,611	4,514	4,514	4,514	4,514	4,514	4,514
	人工造林	2,502	3,128	3,910	3,910	3,910	3,910	3,910	3,910
	天然更新	387	483	604	604	604	604	604	604
林道開設延長		37	57	-	-	-	-	-	-

(2) 分期別期首資源表

区分		面積					
	総数	1・2齡級	3・4齡級	5・6齡級	7・8齡級	9・10齡級	
第I 分 期	総数	81,279	360	302	267	1,844	9,504
	人工林	46,522	359	277	189	1,524	7,947
	育成单層林	46,482	359	271	162	1,517	7,946
	育成複層林	40	0	6	27	6	0
	天然林	34,757	1	25	78	320	1,558
	育成单層林	8	0	4	1	0	0
	育成複層林	3,448	0	4	1	28	114
	天然生林	31,301	1	17	76	292	1,444
第II 分 期	総数	81,279	3,588	353	290	605	4,578
	人工林	46,281	3,201	347	225	533	4,007
	育成单層林	45,695	2,654	347	213	508	4,004
	育成複層林	587	547	0	11	25	3
	天然林	34,997	387	6	66	72	571
	育成单層林	8	0	0	5	0	0
	育成複層林	3,448	0	5	1	0	60
	天然生林	31,542	387	2	59	72	511
第III 分 期	総数	81,279	7,647	360	302	267	1,844
	人工林	45,798	6,777	359	277	189	1,524
	育成单層林	44,612	5,630	359	271	162	1,517
	育成複層林	1,187	1,147	0	6	27	6
	天然林	35,480	870	1	25	78	320
	育成单層林	8	0	0	4	1	0
	育成複層林	3,448	0	0	4	1	28
	天然生林	32,025	870	1	17	76	292
第IV 分 期	総数	81,279	8,725	3,588	353	290	605
	人工林	45,206	7,638	3,201	347	225	533
	育成单層林	44,020	7,038	2,654	347	213	508
	育成複層林	1,187	600	547	0	11	25
	天然林	36,072	1,087	387	6	66	72
	育成单層林	8	0	0	0	5	0
	育成複層林	3,436	0	0	5	1	0
	天然生林	32,629	1,087	387	2	59	72
第V 分 期	総数	81,279	9,028	7,647	360	302	267
	人工林	44,602	7,820	6,777	359	277	189
	育成单層林	43,416	7,820	5,630	359	271	162
	育成複層林	1,187	0	1,147	0	6	27
	天然林	36,676	1,208	870	1	25	78
	育成单層林	8	0	0	0	4	1
	育成複層林	3,436	0	0	0	4	1
	天然生林	33,233	1,208	870	1	17	76
第VI 分 期	総数	81,279	9,028	8,725	3,588	353	290
	人工林	43,998	7,820	7,638	3,201	347	225
	育成单層林	42,812	7,820	7,038	2,654	347	213
	育成複層林	1,187	0	600	547	0	11
	天然林	37,280	1,208	1,087	387	6	66
	育成单層林	8	0	0	0	0	5
	育成複層林	3,436	0	0	0	5	1
	天然生林	33,837	1,208	1,087	387	2	59
第VII 分 期	総数	81,279	9,028	9,028	7,647	360	302
	人工林	43,394	7,820	7,820	6,777	359	277
	育成单層林	42,208	7,820	7,820	5,630	359	271
	育成複層林	1,187	0	0	1,147	0	6
	天然林	37,884	1,208	1,208	870	1	25
	育成单層林	8	0	0	0	0	4
	育成複層林	3,436	0	0	0	0	4
	天然生林	34,441	1,208	1,208	870	1	17
第VIII 分 期	総数	81,279	9,028	9,028	8,725	3,588	353
	人工林	42,790	7,820	7,820	7,638	3,201	347
	育成单層林	41,604	7,820	7,820	7,038	2,654	347
	育成複層林	1,187	0	0	600	547	0
	天然林	38,488	1,208	1,208	1,087	387	6
	育成单層林	8	0	0	0	0	0
	育成複層林	3,436	0	0	0	0	5
	天然生林	35,045	1,208	1,208	1,087	387	2

単位：面積:ha、材積:千m³

面 積						材 積
11・12齡級	13・14齡級	15・16齡級	17・18齡級	19・20齡級	21齡級以上	
21,921	26,300	13,077	4,333	1,700	1,671	27,662
15,366	12,720	3,484	2,518	1,274	865	22,476
15,366	12,720	3,484	2,518	1,274	865	22,464
0	0	0	0	0	0	12
6,555	13,579	9,594	1,815	426	806	5,187
0	2	0	0	0	0	1
713	1,630	833	88	10	27	465
5,842	11,948	8,760	1,727	416	778	4,721
15,952	26,862	20,386	5,380	2,306	979	29,075
12,554	15,821	6,892	1,032	1,509	161	23,559
12,554	15,821	6,892	1,032	1,509	161	23,538
0	0	0	0	0	0	21
3,398	11,041	13,494	4,348	797	818	5,516
0	0	2	0	0	0	1
396	1,236	1,379	326	14	31	483
3,002	9,805	12,113	4,022	783	787	5,032
9,504	21,921	24,489	10,988	2,833	1,125	29,214
7,947	15,366	10,909	1,395	1,018	40	23,676
7,946	15,366	10,909	1,395	1,018	40	23,654
0	0	0	0	0	0	22
1,558	6,555	13,579	9,594	1,815	1,085	5,539
0	0	2	0	0	0	1
114	713	1,630	833	88	37	485
1,444	5,842	11,948	8,760	1,727	1,048	5,053
4,578	15,952	22,598	17,375	4,730	2,485	29,119
4,007	12,554	11,557	3,881	382	882	23,555
4,004	12,554	11,557	3,881	382	882	23,531
3	0	0	0	0	0	24
571	3,398	11,041	13,494	4,348	1,603	5,564
0	0	0	2	0	0	1
60	396	1,236	1,379	326	33	485
511	3,002	9,805	12,113	4,022	1,569	5,078
1,844	9,090	17,157	20,789	10,838	3,958	29,084
1,524	7,533	10,602	7,209	1,245	1,070	23,488
1,517	7,532	10,602	7,209	1,245	1,070	23,462
6	0	0	0	0	0	26
320	1,558	6,555	13,579	9,594	2,889	5,596
0	0	0	2	0	0	1
28	114	713	1,630	833	113	485
292	1,444	5,842	11,948	8,760	2,775	5,110
605	4,264	13,338	16,598	17,275	7,215	29,119
533	3,693	9,940	5,557	3,781	1,264	23,481
508	3,690	9,940	5,557	3,781	1,264	23,454
25	3	0	0	0	0	27
72	571	3,398	11,041	13,494	5,951	5,637
0	0	0	0	2	0	1
0	60	396	1,236	1,379	359	485
72	511	3,002	9,805	12,113	5,591	5,151
267	1,780	7,126	11,157	19,789	14,797	29,239
189	1,460	5,569	4,602	6,209	2,314	23,550
162	1,453	5,568	4,602	6,209	2,314	23,521
27	6	0	0	0	0	29
78	320	1,558	6,555	13,579	12,483	5,689
1	0	0	0	2	1	1
1	28	114	713	1,630	946	485
76	292	1,444	5,842	11,948	11,536	5,203
290	591	3,550	6,038	15,598	24,490	29,445
225	519	2,979	2,640	4,557	5,045	23,695
213	494	2,976	2,640	4,557	5,045	23,665
11	25	3	0	0	0	30
66	72	571	3,398	11,041	19,445	5,750
5	0	0	0	0	2	1
1	0	60	396	1,236	1,739	485
59	72	511	3,002	9,805	17,704	5,264

7 その他

(1) 持続的主伐可能量

第1表 主伐(皆伐)の上限量の目安(年間)

主伐(皆伐)上限量の目安(千m ³)
519

第2表 再造林率に応じた持続的伐採可能量(年間)

(再造林率:%、材積:千ha)

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	519	68	587
90	467		535
80	415		483
70	363		431
60	311		379
50	259		327
40	208		276
30	156		224
20	104		172
10	52		120

(2) その他

なし